

鳥取市緑の基本計画

みんなで広げ
未来へ伝える 豊かな緑

鳥取らしい地域の風土にあった
「うるおいある緑」を
未来へ引き継いでいこう



サザンカ（鳥取市の木）



鳥取市



らっきょうの花（鳥取市の花）

両面印刷用のため、このページは白紙です。

はじめに

鳥取市は、千代川に育まれた沖積平野に市街地を有し、その縁辺には豊かな田園風景、さらには四季折々の表情を見せる山々が広がる、様々な緑に彩られたまちです。この緑豊かな「ふるさと鳥取」を継承し、次世代へ引き継いでいくことは、私たちの大きな使命です。

一方、近年、市街化による緑の減少や地球温暖化など、緑を取り巻く情勢が変化する中、心の豊かさやゆとり、癒しといった緑の役割がますます大切になっています。

このような背景を踏まえ、市民の皆様と行政とのパートナーシップを基本として、鳥取市を緑豊かでうるおいのあるまちとして後世に引き継いでいくため、都市の「緑」全般に関する総合的な計画である「鳥取市緑の基本計画」を策定いたしました。

この計画は、公共公益施設だけでなく、私有地も含め、全ての緑に対する長期的な方向性を示し、市民の皆様との協働を推進力としながら、今まで以上に緑あふれるまちづくりを目指すものです。「みんなで広げ 未来へ伝える 豊かな緑」をテーマに、今後、この計画のもと、市民の皆様とともに、緑のまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

最後に、この計画の策定にあたり、貴重なご意見をお寄せいただいた市民の皆様、熱心にご審議・ご検討いただいた策定委員会委員の皆様に対し、心からお礼申し上げます。

平成21年4月

鳥取市長 竹内 功



両面印刷用のため、このページは白紙です。

鳥取市 緑の基本計画

目次

序章 計画策定の趣旨	1
1. 緑の基本計画策定のねらい	2
2. 計画の対象	3
3. 計画の構成	6
第1章 鳥取市の緑の現況・課題	7
1. 鳥取市の概要	8
2. 鳥取市における緑の現況・課題	9
第2章 計画の基本方針	15
1. 基本理念	16
2. 基本方針	17
3. 計画の目標水準	18
第3章 計画推進のための施策	20
1. 施策の体系	21
2. 計画推進のための施策	22
3. 緑の保全と整備の方針	30
第4章 緑化重点地区	33
1. 緑化重点地区とは	34
2. 地区の設定要件	34
3. 緑化重点地区の選定	35
参考資料	40
1. 上位・関連計画	41
2. 市民の意向について	49
3. 目標水準の設定のための参考指標	61
4. 都市緑地法の概要	67
5. 鳥取市緑の基本計画策定体制	70

注) 専門用語やカタカナ用語などについては、ページ毎に注釈を付けています。

両面印刷用のため、このページは白紙です。

序章 計画策定の趣旨

1 . 緑の基本計画策定のねらい

(1)緑の基本計画とは

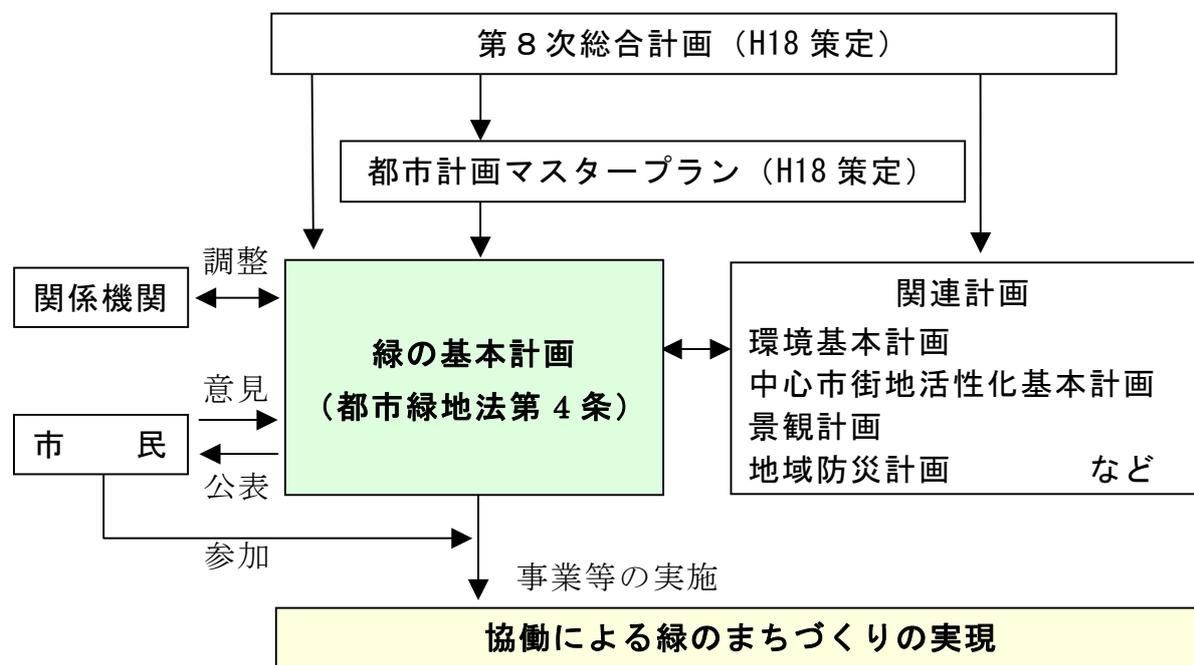
都市緑地法*¹第4条に規定された「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」であり、緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策等を内容として策定する緑に関する総合的な計画です。

(2)計画の位置づけ

計画の策定にあたっては、第8次総合計画*²及び都市計画マスタープラン*³との整合を図り、環境保全や防災、景観などの関連計画との連携を図りながら取り組んでいきます。

今後は、市民・事業者・市の協働*⁴のもと、本計画に沿った事業・取り組みを進めていくことにしています。

なお、総合計画やマスタープランの改定、社会情勢の変化等に対応するため5年毎に行う都市計画基礎調査等を基に、必要に応じて見直しを行います。



¹ 都市緑地法：良好な都市環境の形成のため、緑地の保全と緑化の推進に関する必要事項を定めた法律。
² 総合計画：地方自治法に基づき、まちづくりの方向やそれを実現するための施策などを定める計画。
³ 都市計画マスタープラン：都市計画法に基づき、都市計画に関する基本的な方針を定める計画。
⁴ 協働：市民・事業者・市などが、それぞれの役割を果たしながら、同じ目標に向かって取り組むこと。

2 . 計画の対象

(1)目標年次

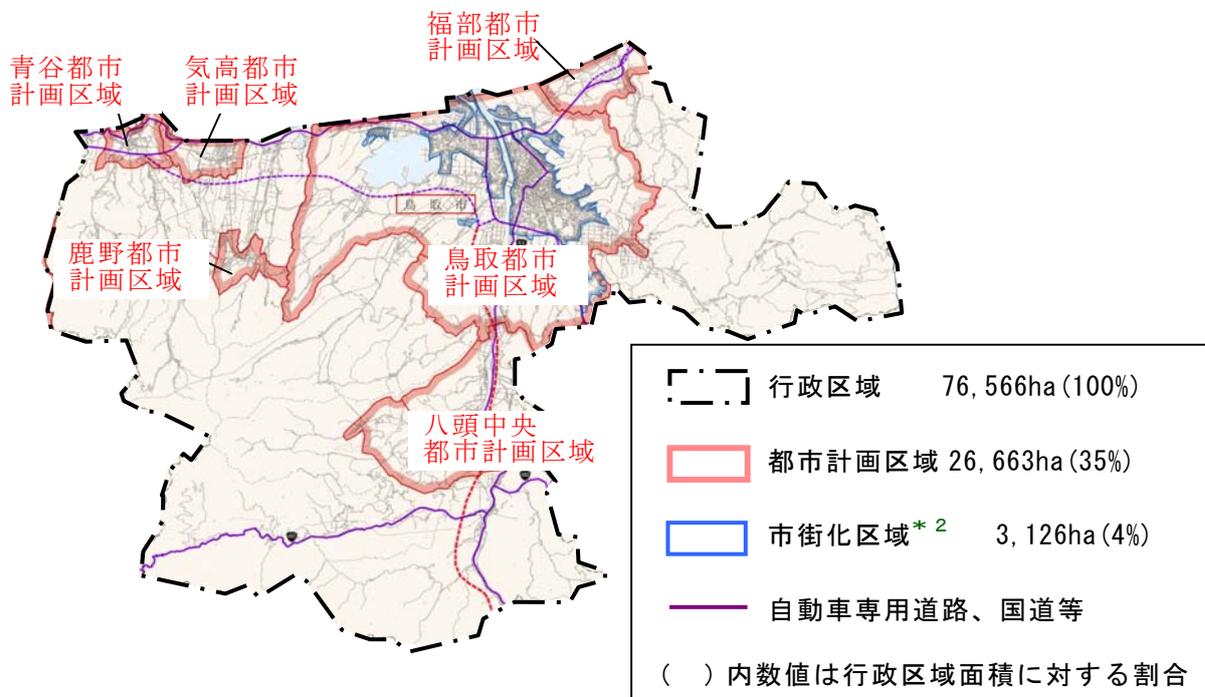
本計画の目標年次は「都市計画マスタープラン」と合わせ「平成37年(2025年)」とし、平成30年を中間年次として設定します。

計画区分	基準年次	中間年次	目標年次
鳥取市都市計画 マスタープラン	平成17年度 (2005年度)	—	平成37年度 (2025年度)
鳥取市緑の基本計画	平成20年度 (2008年度)	平成30年度 (2018年度)	平成37年度 (2025年度)

(2)対象範囲

計画の対象範囲は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に実施することを目的としていることから、主として都市計画区域*¹を基本に計画を策定しますが、合併後の全市的な視点で緑の質と量を計画的に配慮するために、都市計画区域外についても検討するものとします。

■都市計画区域の指定状況



¹ 都市計画区域：市街地や山林、田園地域に至るまで、人や物の動き、都市の発展を見通し、地形などから見て、一体の都市として捉える必要がある区域。

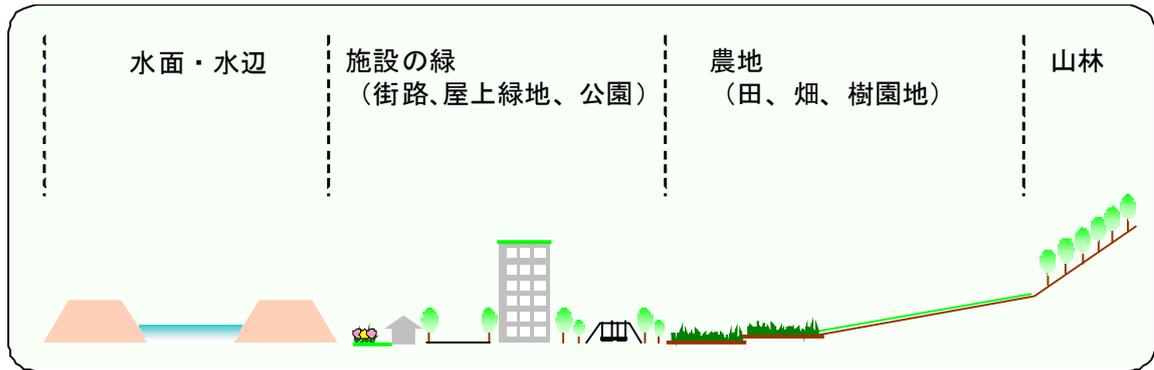
² 市街化区域：すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域（市街化を抑制する区域を市街化調整区域といい、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に分けることを「線引き」と言います。）

(3)対象となる緑

「緑」とは、樹木・草花などの植物やそれらを含む周辺の土地や空間が対象であり、樹林地や草地、水辺地等の「緑地」をはじめ、「緑化」された個人の空間もまちの緑を構成する自然的環境の一つであると考えられます。

このため、本計画においては、公園緑地等の公共公益施設としての緑だけでなく、民有地を含む全ての緑を対象とします。

■対象となる緑のイメージ図



ア 「緑地」とは

「緑地」とは、樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地が、単独で若しくは一体となって、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているものをいいます。(都市緑地法第3条)

公園や広場など一般に利用できる施設として確保されている土地の区域は「施設緑地」、様々な法律に基づく制度によって土地利用や開発などが制限されている土地の区域は「地域制緑地」と区分されています。

■緑地の分類



イ 「緑化」とは

本計画における緑化とは、道路や公園等の公益施設の植栽、民有地の植栽など、緑で被われた空間を形成するための活動やその空間の状態をいいます。

¹ 緑地協定：緑地の保全や緑化の推進に関するきめ細かな約束事を土地所有者全員の合意で結ぶ制度。

² 景観協定：良好な景観形成に関するきめ細かな約束事を土地所有者全員の合意で結ぶ制度。

ウ 緑の機能と役割

緑は自然環境の主要構成要素の一つであると同時に、人間の生活環境要素としても重要であり、様々な機能を持っています。

一般に、都市における緑の役割や機能は、次の4つに分類することができます。

■ 緑の役割と機能

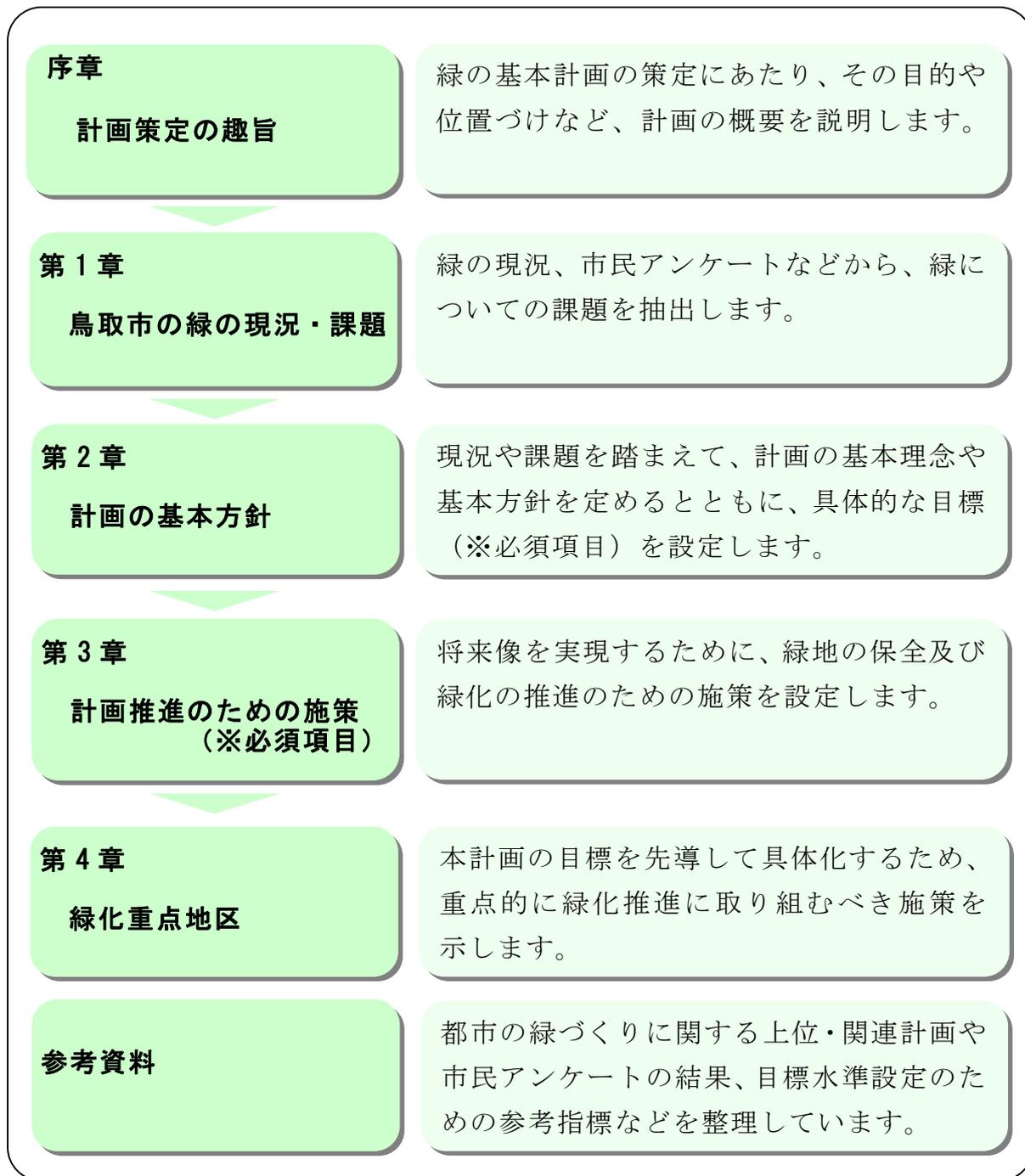


このように緑は良好な環境を保ち、安全で快適な生活空間を営む上で、重要な役割を担っています。

3 . 計画の構成

本計画は、法律に定める計画事項やわかりやすさなどを考慮し、次のような構成とします。

■ 本章の構成



※ 必須項目とは、都市緑地法第4条第2項で、緑の基本計画において必ず定める事項として位置づけられたものです。

第1章 鳥取市の緑の現況・課題

1 . 鳥取市の概要

日本最大の砂丘である鳥取砂丘を有する鳥取市は、鳥取県の北東部に位置する人口約20万人の県都で、北は日本海、東は岩美町、八頭町、南は智頭町、岡山県津山市、西は三朝町、湯梨浜町に接しています。

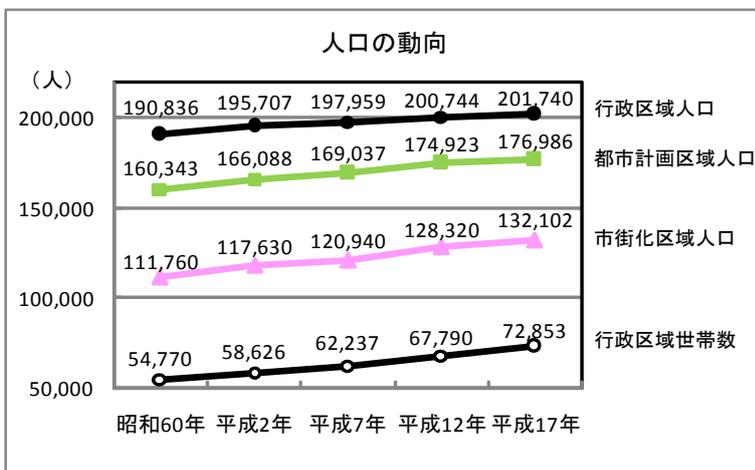


江戸時代に鳥取藩池田家 32 万石の城下町が造営されて以降、因幡地域における政治、経済、文化の中心として発展してきました。

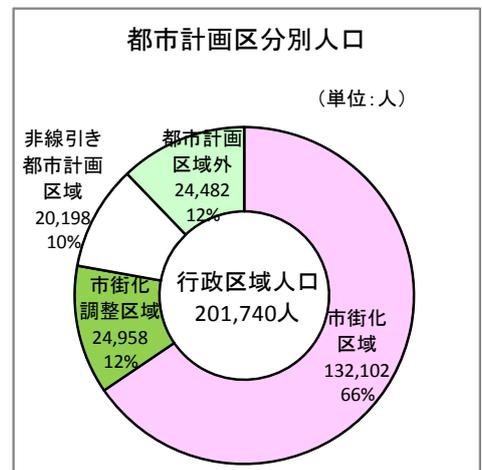
市のほぼ中央部には中国山地を源とする千代川が北流し、また河口付近には千代川の土砂と日本海からの風・波という自然環境のもとに形成された鳥取砂丘や、日本最大の池である湖山池、温泉などがあり、独特で豊かな自然環境に恵まれています。千代川流域から始まった市街地は、概ね半径5km程度の広がり、その中に空港、大学などが立地し、比較的都市機能のまとまった市街地が形成されています。

平成16年11月1日には鳥取県東部の8市町村が合併し、山陰最大の20万都市となり、特例市となっています。また、平成21年3月には、中国横断自動車道姫路鳥取線が一部開通し、順次整備が進められています。

本市の行政区域人口及び世帯数は増加傾向にあり、平成17年国勢調査では各々201,740人、71,884世帯となっています（住民基本台帳では、平成21年2月末現在で198,440人、76,069世帯）。また、市街化区域人口は132,102人と行政区域の約7割を占め、多くの人がまちなかで暮らしています。



資料：国勢調査



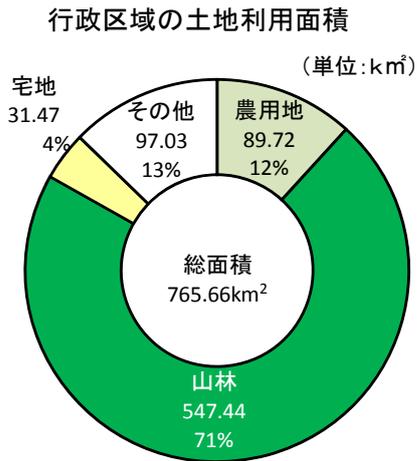
資料：都市計画基礎調査

2. 鳥取市における緑の現況・課題

(1) 鳥取市の緑の状況

本市の緑地の大部分を占める農用地や山林は、市域面積 765.66 k m²に対し 637.16 k m²と約 8 割を占めています。

これらの緑地は自然公園法や森林法、農振法（農業振興地域の整備に関する法律）、文化財保護法、景観形成条例をはじめとする各種条例等による地域制緑地が指定されていますが、引き続き緑地の保全に努める必要があります。



資料：建築指導課（平成 19 年 4 月）

(2) 自然緑地、樹木の保存（名木・古木の指定）

本市では、自然保護及び環境保全条例*¹により、良好な自然環境の確保と地域の美観風致を維持することを目的に指定保存樹木（名木・古木）を制定し、現在までに 25 箇所を指定しています。これらは、後世に残していく大切な緑地として保全していくことが必要です。

名木・古木



安長堤防林



長田神社のケヤキ

¹ 鳥取市自然保護及び環境保全条例：市民が健康で快適な生活を営むため、自然の保護と生活環境の保全に関し必要な事項を定め、市、市民及び事業者が協力し、一体となって現在及び将来における良好な環境の確保に努め、自然に恵まれたうるおいあるまちづくりに寄与することを目的とする。

(3)都市内の一団の緑地

都市内には市街地の背景となる山林や都市公園、都市緑地、河川緑地、鎮守の森などのまとまった緑があります。しかし、宅地開発等の都市化の進行により都市の緑が減少しています。都市の防災機能やレクリエーション機能を高めるために、そうした拠点を保全・創出する施策の検討が必要です。

一団の緑地



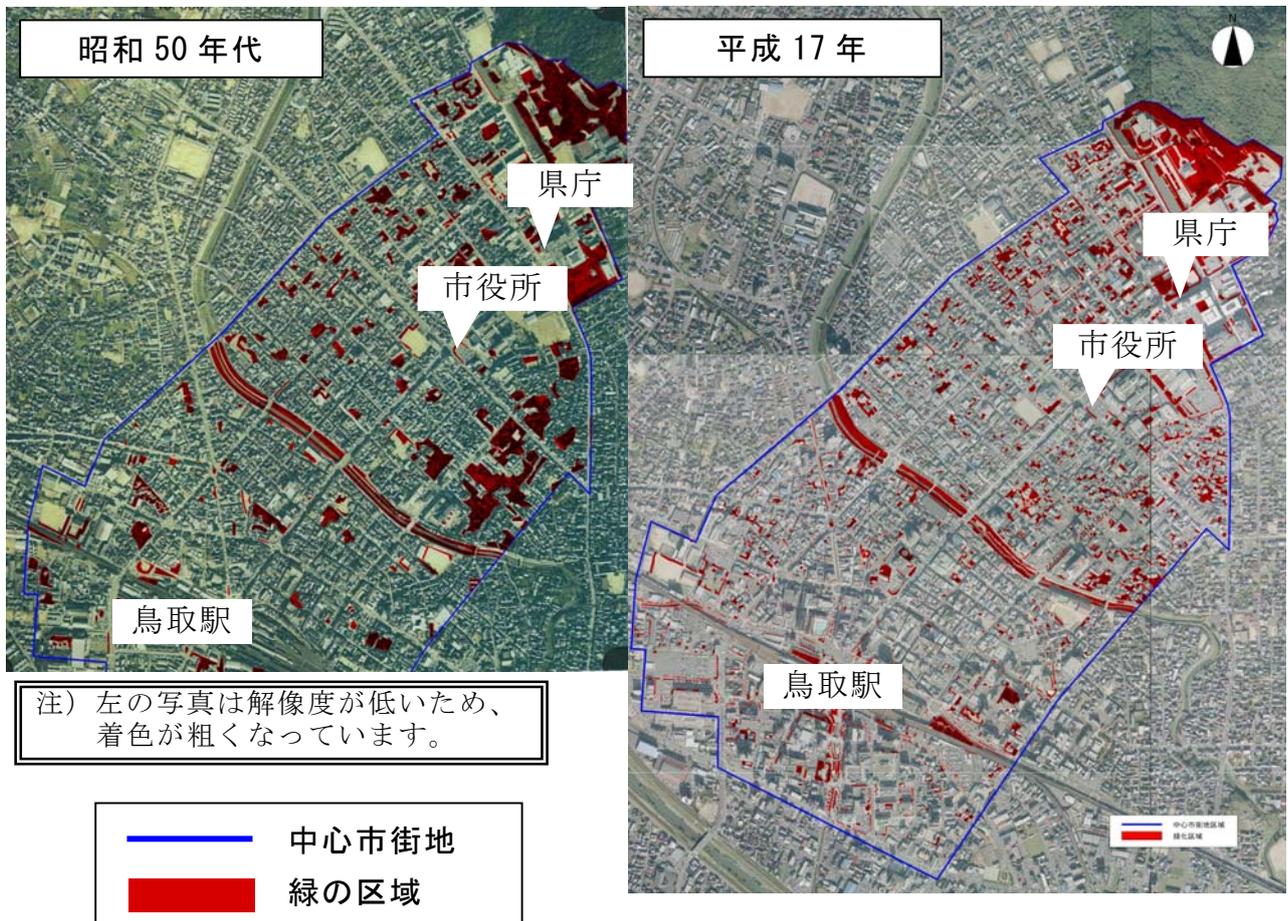
袋川緑地



貴重な緑地（県庁北側の緑地）

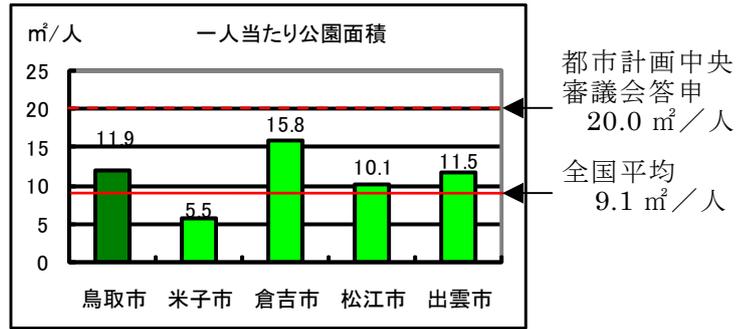
(4)市街地の緑の分布状況

昭和50年代及び平成17年の中心市街地における緑の分布状況を比較すると、まとまりのある緑の量は少なくなっており、うるおいのあるまちづくりを進めるため、緑地の保全及び緑化を推進する必要があります。



(5)都市公園の整備状況

本市の都市公園は 138 箇所、206.1ha が整備され、都市計画区域人口が 172,759 人（H20.3.31 現在）であることから、1人当たり都市公園面積は 11.9 m²/人となっています。全国平均の 9.1 m²/人（平成 18 年 3 月末時点）を上回っていますが、都市計画中央審議会答申（平成 6 年 7 月）の 21 世紀初頭の目標面積 20 m²/人は達成されていません。このため、都市における快適な生活空間を形成するため、住民要望や財政状況、配置等を考慮しながら、公園整備を進めていく必要があります。



また、今年度より地域の方々との協働による低コスト（費用）・低管理による芝生化の「鳥取方式」を採用した公園・広場芝生化事業「はだしであそべる公園づくり」に取り組んでいます。（H20 年度 5 公園（6,000 m²）で実施）

今後、市民の協力のもとに、引き続き芝生化を進めていくことも必要です。

公園の芝生化の状況

北園 2 号公園



(芝生植え付け前)



(現在)

湖山公園



(芝生植え付け前)



(現在)

(6)公共公益施設の緑化状況

ア 公共公益施設の緑化の状況

公共公益施設は、緑化推進ガイドライン*¹などの緑化の基準が明確に示されていないことなどから、各施設管理者が独自の判断での緑化が行われており、十分に緑化なされていないものが見られます。学校、病院、その他施設においては、関係機関と連携しながら、快適な環境や地域の緑のネットワーク*²を確保する観点から、都市計画マスタープランの目標値でもある公共施設の緑化の割合20%を目指す取り組みを進めていく必要があります。

公共施設の緑化状況

緑化の進んでいない公共施設



(市役所)



(福祉文化会館)

緑化の進んでいる公共施設



(文化センター)



(とりぎん文化会館)

保育園では、平成20年度より2保育園において「園庭芝生化モデル事業」を実施しており、良好な成果を挙げていることから、今後も引き続き、このような取り組みを計画的に推進していく必要があります。

¹ ガイドライン：政府や団体が指導方針として掲げる大まかな指針。

² ネットワーク：網状に広がっている状態のこと。

保育園の芝生化の状況

のぞみ保育園



(芝生植え付け前)



(現在)

湖山保育園



(芝生植え付け前)



(現在)

(7)民地の緑化状況

市街地では地区計画^{*1}により民地の緑化に取り組んでいる地域もありますが、土地の細分化や駐車場の増加などにより、庭木などの民地の緑が減少しています。

民地の緑も都市の貴重な空間であることから、住民と協働して緑を積極的に保全・創出を図るための支援の検討が必要です。

緑豊かな街なみ



西町地内



若葉台地内

¹ 地区計画：都市計画法に基づき、地区の実情に合ったよりきめ細かい規制を行う制度。

(8)街路樹の整備状況

都市での道路緑化は快適な生活環境や緑のネットワークの形成などにおいて不可欠です。本市では幹線道路を中心に街路樹の植栽に努めています。整備を行うためには周辺の住民の協力や維持管理に関する費用等の問題がありますが、点在する緑地を繋げ、日常生活における快適な道路環境を確保し、都市の風致や景観を形成するために、計画的に推進していく必要があります。

街路樹の整備が進んでいる道路



西町地内（わらべ館前）



西品治地内

街路樹の整備が進んでいない道路



西品治地内（中国電力前）



秋里地内（下水道処理場前）

(9)緑化活動への支援

花と緑のある豊かなまちづくりを目指し、民間団体との協働による普及・啓発活動を展開するため「花と緑のフェア」や「花と木のまつり」などの開催支援を行っています。

花と緑にあふれる鳥取市を目指し、今後も引き続き、このような取り組みを計画的に推進していく必要があります。

第2章 計画の基本方針

1 . 基本理念

基本理念は、本計画を進めていくうえでの考え方を示すものであり、鳥取市の現状と課題及び市民の意向等を踏まえ、次のように設定します。

【基本理念】

本市は、面積の約80%を山林や農地などの緑が占め、「緑豊かなまち」というイメージがあります。しかし、多くの市民が生活する市街地、特にまちの中心部を見ると、ある程度まとまった緑は袋川緑地や久松公園、駅前のケヤキ広場を除くとほとんど見られず、公園や緑地の不足が課題となっています。また、空き家が駐車場になったり、生垣がブロック塀へ変わったりするなど、緑が徐々に減少している状況にあります。一方、郊外部でも、宅地化の進行により田畑や山林の緑が減少しています。平成19年度に行った市民アンケートにおいても、市域全体としては「緑が豊かである」と感じているものの、公園や公共施設の緑、街路樹などの歩行空間の緑といった「身近な緑が不足している」との意見が多く見られます。

「緑」は、動植物の生息場所となったり、ヒートアイランド現象^{*1}の抑制や二酸化炭素の吸収、私たちに安らぎとうるおいを与える空間となる木陰の形成、スポーツ等のレクリエーション空間の創出、里山や水辺などの美しい景観の提供のほか、延焼防止など私たちの生活に関わりの深いきわめて重要なものです。さらには、子どもたちの豊かな心を育て、快適でうるおいのある生活環境を形成するなど、多くの役割を担っており、将来に残すべき市民共有の財産です。

本計画は、市民生活の充実を目指して、今ある身近な緑を守り、新たに創出していくための基本的な方針と目標を定めるものです。

そして、目標を達成するためには、行政が積極的に緑地の整備・保全に努めるとともに、市民が主体となって、本市が誇る海岸や河川、山や湖などの自然、ふるさとの木や鎮守の森など地域資源を次代へ継承する財産として「守り」、花や緑による人間の生活に安らぎを与える緑化された空間、さらには動植物の生息空間ともなる緑地を市民の身近な緑の拠点として「創り」、それら緑の拠点をネットワークにより「つなぐ」ことで、市民と行政の協働の緑のまちづくりを「広げる」ことが大切です。

私たちは、「鳥取らしい地域の風土にあったうるおいある緑」を未来へ引き継いでいくという基本理念に基づき、本計画のテーマを次のとおり定めます。

【計画のテーマ】

みんなで広げ 未来へ伝える 豊かな緑

¹ ヒートアイランド現象：人間活動の集中等により局地的に気温が上昇する現象。

2 . 基本方針

基本方針は、基本理念を踏まえて定める基本的な方向性を示すものであり、本計画のテーマ「みんなで広げ 未来へ伝える 豊かな緑」を実現するため、次の4つの基本方針を設定します。

①みんなで守る豊かな緑

- 各種法や制度を活用して、里山や市街地周辺の緑を保全します。
- 長い年月をかけて培われてきた鳥取市の美しい原風景や緑の景観を守り、活かします。
- 市民が気軽に自然に親しむことのできる緑の環境整備に努めます。

②みんなで創る緑の拠点

- 人々が楽しみながら交流できる緑の拠点施設の整備・充実に努めます。
- 災害時の拠点となる公園整備や避難経路となる道路の緑化に努めます。
- 誰もが使いやすく、地域の個性を生かした身近な公園の整備に努めます。

③みんながつなぐ水と緑

- 個々に存在している緑の拠点を、街路樹や堤防林、河川などでつなげ、連続性のある緑を増やしていきます。

④みんなで広げる緑の輪

- 普及、啓発活動を通じて緑の大切さへの認識を深めます。
- 市民、事業者、行政が各々の立場でできる緑の保全、創出に関する活動を行い、市民が主体となって緑化推進の輪を広げていきます。
- 緑の保全、創出のための支援体制や仕組みの充実に努めます。

3 . 計画の目標水準

本計画の目標年次は「鳥取市都市計画マスタープラン」と合わせ「平成37年（2025年）」、中間年次として平成30年とし、その時点における目標値を下記のとおり設定します。

なお、目標年次までに、5年後、10年後といった区切りの年には、都市計画基礎調査や社会経済情勢等を踏まえ、達成状況を確認していきます。

(1)みんなで守る緑の目標

本市の市街地における緑は年々少なくなっていることから、都市の緑を守るための目標を次のように設定します。

項目		平成20年度 (現況)	平成30年度 (中間年次)	平成37年度 (目標年次)
市街地における 緑地の確保量	緑地面積	210ha	273ha	315ha
	倍率	1	1.3倍	1.5倍

*市街地における緑地の確保量＝（市街化区域内緑地＋市街地に隣接する緑地）÷（市街化区域面積＋市街地に隣接する緑地）×100

(2)みんなで創る緑の目標

生活にうるおいと安らぎを与える都市公園や多くの人の交流の場となる公共公益施設、民有地などについて、生活環境の向上を図るための目標を次のように設定します。

項目		平成20年度 (現況)	平成30年度 (中間年次)	平成37年度 (目標年次)
都市公園の整備水準		12 m ² /人	16 m ² /人	20 m ² /人
住んでいる地域の公園の満足度(H19アンケートより)		28%	35%	40% (+12%)
公共公益施設の緑化率		14%	17%	20%
鳥取方式による身近な公園の芝生化	箇所	5箇所	43箇所	77箇所
	割合	2%	25%	44%
住宅地		鳥取市景観計画の目標値である基準敷地の緑化率3%以上を目指します。 (基準敷地とは、敷地面積から建築物の面積を除いた部分)		

*都市公園の整備水準＝都市公園供用面積÷都市計画区域人口

*公共公益施設の緑化率＝公共公益施設の緑化面積÷敷地面積×100

*公園の芝生化割合＝芝生化された公園÷公園愛護会管理の公園数173箇所×100

*住宅地の緑化率＝住宅地の緑化面積÷（敷地面積－建築面積）×100

(3) みんなでつなぐ緑の目標

うるおいある空間として緑化を推進するとともに、緑のネットワークを推進するための目標を次のように設定します。

項目	平成 20 年度 (現況)	平成 30 年度 (中間年次)	平成 37 年度 (目標年次)
市街地の 3.5m以上の歩道をもつ 街路の緑化率	73%	90%	100%
河川の緑化	河川改修において、周辺環境にあわせた親水性の高い河川改修を推進します。		

*街路の緑化率＝

全幅員16m以上かつ3.5m以上の歩道のある街路のうち、緑化延長÷整備済み延長×100

(4) みんなで広げる緑の目標

市民と行政の協働による緑化を推進するため、地域ぐるみの緑化目標を次のように設定します。

項目	平成 20 年度 (現況)	平成 30 年度 (中間年次)	平成 37 年度 (目標年次)
地域(ふるさと)の木(花)の 選定と普及・育成の取組み 実施地区の割合	0%	100%	100%

*地区：現在の鳥取市内の地区公民館ごとの地区数（62地区）

緑化率について

本計画における緑化率は、緑化された面積の敷地の面積に占める割合として定義します。ただし、街路樹の場合は、面積ではなく延長による算定を行っています。

緑地(被)率は、一般に、ある地域又は地区における緑地(被)面積の占める割合として用いられています。平面的な緑の量を把握するための指標に用いられ、上空からの投影面積により算出されます。

本計画では混同を避けるため、「緑化率」に統一しています。

第3章 計画推進のための施策

1. 施策の体系

本計画の基本理念に基づいた緑づくりを実践するため、緑地の保全及び緑化の推進施策を次のように位置づけます。

■ 施策の体系表

基本方針	基本項目	施策の概要	新規の取組	役割			担当部署
				住民	事業者	行政	
みんなで 守る 豊かな緑	まちの骨格となる緑を守り・伝える	地域の象徴となる山の保全		◎	◎	◎	農林水産部 都市整備部
		市街地に残る一団の緑の保全	○	◎	◎	◎	都市整備部
		主要な河川・湖沼の自然環境の保全と再生		○	○	◎	環境下水道部 都市整備部
		海辺の自然環境の保全と再生		◎	◎	◎	農林水産部
		森林の維持・保全		◎	◎	◎	農林水産部
		名木・古木等の指定と保護		◎	◎	○	環境下水道部
		景観法に基づく景観重要樹木の指定と保護	○	◎	◎	○	都市整備部
みんなで 創る 緑の拠点	公園・緑地の整備と管理	地域の核となる広域公園・緑地の整備				◎	都市整備部
		身近な街区公園・緑地の整備				◎	都市整備部
		都市緑地・広場等の整備				◎	都市整備部
		公園・広場等の適切な管理		◎	◎	◎	都市整備部
	公共公益施設の緑化	保育園等の緑化の推進		◎		◎	福祉保健部
		学校の緑化の推進		◎		◎	教育委員会
		公共公益施設の緑化の推進	○	○		◎	総務部 都市整備部
民有地・商業地の緑化	民有地の緑化の推進と支援	○	◎	◎	○	都市整備部	
	商業地における緑化の推進		◎	◎	○	経済観光部 都市整備部	
みんなで つなぐ 水と緑	道路・河川の緑化	街路樹による並木道の形成	○	◎	◎	◎	都市整備部
		交通広場やポケットパークの設置	○			◎	都市整備部
		堤防林の保全・再生	○	○	○	◎	
		河川植生の保全		○	○	◎	
みんなで 広げる 緑の輪	緑に関わり・育てる意識づくり	自然を教材とした環境学習の推進		○	○	◎	環境下水道部 教育委員会
		緑化を推進する市民活動団体などへの支援		◎	◎	○	
		緑を育む人材の育成	○	◎	◎	○	都市整備部
	緑のまちをつくる仕組みづくり	市民参加の仕組みの充実		◎	◎	◎	
		緑のリサイクルの推進	○	◎	◎	◎	都市整備部
		良好な生活環境の維持向上	○	◎	◎		都市整備部
		緑化重点地区の指定	○	○	○	◎	都市整備部
		地域の木（花）を育てる施策	○	◎	○	○	都市整備部
	自然とのふれあい	農業・林業体験ができる場所の提供		◎	◎	◎	農林水産部
		里山の環境保全と活用		◎	◎	◎	農林水産部
市街地の農地の利活用			◎	◎	◎	農林水産部	
河川敷など水と触れ合う場所の提供			○	○	◎	都市整備部	

役割：◎（主となって施策を行う）、○（補助的に施策に関わる）

2．計画推進のための施策

(1)みんなで守る豊かな緑

ア まちの骨格となる緑を守り・伝える

①地域の象徴となる山の保全 【継続】

- ・本市のランドマーク*¹となっている久松山、鷲峰山、霊石山、扇ノ山などは、今後も、後世へ引き継ぐ財産として自然環境の保全に努めるとともに、必要に応じて都市緑地法に基づく特別緑地保全地区*²等の指定を検討します。
(農林水産部・都市整備部)



久松山

②市街地に残る一団の緑の保全 【新規】

- ・面影山、天神山城跡、今木山などの孤立峰は、周辺市民に親しまれてきた山であり、今後も残すべき緑の財産として緑地保全地域制度*³等を活用した保全を検討します。
- ・聖神社社叢など社寺境内地、県庁北側緑地などの良好な樹林は市街地に残る貴重な緑であり、地区計画等を活用した保全を検討します。
(都市整備部)



県庁北側の緑地

③主要な河川・湖沼の自然環境の保全と再生 【継続】

- ・千代川、袋川などの主要な河川については、治水・利水・環境整備を総合的に行うとともに、周囲の田園風景との調和や生態系に配慮した多自然型・自然再生型の整備により自然環境の保全・再生に努めます。
- ・本市を代表する自然景観の一つとなっている湖山池周辺については、「鳥取市環境保全計画」や「鳥取市景観計画」を踏まえ、自然環境の保全・再生に努めます。
(環境下水道部・都市整備部)



佐治川ダム



湖山池

¹ ランドマーク：山や高層建築物など、陸上の目標物（目印）。

² 特別緑地保全地区：都市の良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など制限し保全する制度。

³ 緑地保全地域制度：都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全する制度。

④海辺の自然環境の保全と再生 【継続】

- ・国の天然記念物に指定されているハマナス自生南限地帯でもある白兔海岸や白砂の美しい浜村海岸、山陰海岸国立公園になっている福部町湯山から岩戸海岸までの海岸線などは、貴重な海辺の自然環境ですが、松枯れの進行が課題となっているため、再生に向けた検討を行います。
(農林水産部)



山陰海岸国立公園（岩戸海岸）

⑤森林の維持・保全 【継続】

- ・都市の成長に伴う山地災害の防備や良質な水の安定的な確保、都市景観及び環境保全などの観点から身近な緑地の保全や適正な維持管理（新植、除伐、間伐など）によって森林の機能が発揮されるよう森林の維持保全を図るとともに、市民が自然とふれあう良好な空間の形成を目指します。また、必要に応じて保安林に指定し保全を図ります。
(農林水産部)



鳥取市南部の山林

⑥名木・古木等の指定と保護 【継続】

- ・安長堤防林、二十世紀梨の親木、長田神社のケヤキなど地域に親しまれている名木・古木や文化財と一体となって優れた自然環境を有している空間、また、市民の活動によって保存を要望されたものについては、自然保護及び環境保全条例や環境基本計画などの方針に基づき、名木・古木^{*1}に指定し、保護に努めます。
(環境下水道部)



二十世紀梨の親木

⑦景観法に基づく景観重要樹木の指定 【新規】

- ・樹木自体の歴史的価値や文化的価値はないものの、その地域のシンボル（象徴）となるものや市民共通の財産として親しまれ、個性のある景観形成に欠かすことができない樹木については、景観重要樹木^{*2}の指定を検討し、保護に努めます。
(都市整備部)

¹ 名木・古木：鳥取市自然保護及び環境保全条例による指定保存樹木。現在 25 箇所を指定。

² 景観重要樹木：景観法に基づき、良好な景観の形成に重要な樹木として指定されたもの。現在、指定なし。

(2)みんなで創る緑の拠点

ア 公園・緑地の整備と管理

①地域の核となる公園・緑地の整備 【継続】

- ・ 県立布勢総合運動公園に隣接する湖山池公園は、市民がより親しみやすい公園となるよう改修・整備をします。
- ・ 今後、多様な市民ニーズに対応しながら、市街地災害における防災拠点や多様なレクリエーション活動の拠点の役割を果たす総合公園等の適切な配置、整備に努めます。(都市整備部)



湖山池公園・県立布勢総合運動公園

②身近な街区公園・緑地の整備 【継続】

- ・ 歩いていける範囲の都市公園*¹（街区公園、近隣公園、地区公園）は、地域間で偏りが生じないように、街区公園を中心として計画的な整備に努めます。
- ・ 鳥取方式による芝生化の積極的な導入を検討し、77箇所、44%を目指します。(現況5箇所、2%)
- ・ 今後、市街化が予想される地域については、開発許可制度を活用して公園緑地を確保します。(都市整備部)



鳥取方式による公園の芝生化

③都市緑地・広場等の整備 【継続】

- ・ 自然的環境の保全、都市環境の改善、都市景観の向上に資する緑地や樹林地を都市緑地に定め、計画的に整備を進めます。
- ・ 自然とのふれあいの場として活用されるよう、市民との協働による適正な維持管理を進めます。
- ・ 都市公園等の整備とあわせ、目標年次における都市計画人口1人当たりの都市公園面積を20㎡を目指します。(現状12㎡/人) (都市整備部)



袋川緑地

④公園・広場等の適切な管理 【継続】

- ・ 指定管理者をはじめ、公園愛護会や自治会、ボランティア*²団体等の協力により、公園・広場内の除草、清掃、植栽の手入れ、遊具・施設等の破損・故障の連絡など、適切な維持管理を行います。
- ・ 地域住民による維持管理を促進するための手引き書や管理の仕組みづくりを進め、今後も市民との協働による適正な維持管理に努め、住んでいる地域の公園の満足度40%を目指します。(現況28%) (都市整備部)



芝刈りの様子

¹ 都市公園：都市公園法に基づき、都市計画区域内に設置する公園又は緑地のこと。詳細は、巻末の参考資料参照。

² ボランティア：自発的に社会事業活動に参加すること。

イ 公共公益施設の緑化

①保育園等の緑化の推進 【継続】

- ・保育園等は、緑化推進の先導的なモデル施設となるよう緑化を進め、うるおいある保育環境の創出に努めます。
- ・施設内の樹木の適正な管理に努めます。
- ・保育園等の園庭においては、保護者や地域の方々の理解と協力を得て、鳥取方式による芝生化の導入を検討し、緑化に努めます。

(福祉保健部)



鳥取方式による園庭の芝生化

②学校の緑化の推進 【継続】

- ・学校は、緑化推進の先導的なモデル施設となるよう緑化を進め、うるおいある教育環境の創出に努めます。
- ・学校の校庭や施設内の樹木の適正な管理に努めます。

(教育委員会)



校庭の緑化

③公共公益施設の緑化の推進 【新規】

- ・市庁舎や福祉文化会館など住民にとって身近な施設においては、質・量ともに民間建物の模範となるよう、接道部やコーナー部（敷地の隅）を可能な限り花や緑による緑化を行い、市民や来訪者に安らぎとうるおいを与えるような緑化に努め、公共公益施設の積極的な緑地の確保と緑化を推進し、敷地面積の緑化率 20%を目指します。（現況 14%）

(総務部・都市整備部)



とりぎん文化会館

ウ 民有地・商業地の緑化

①民有地の緑化の推進と支援 【新規】

- ・都市の中で大きな面積を占める住宅地をはじめとする民有地においては、建物まわりの緑化率が3%以上となるよう、花壇づくりや植樹、軒先や窓辺などの緑化を奨励するとともに、生垣等に対する助成制度等の検討をします。
- ・快適な居住環境をつくるため、緑地協定制度の導入に向けた検討を行います。（都市整備部）



若葉台

②商業地における緑化の推進 【継続】

- ・まとまった緑化スペース（空間）が確保しにくい商業地では、店先や歩行者空間などの少ないスペースを有効活用して、花による彩りやうるおいを創出する活動を支援します。

(経済観光部・都市整備部)



若桜街道

(3) みんなでつなぐ水と緑

ア 道路・河川の緑化

①街路樹による並木道の形成 【新規】

- ・道路緑化は、快適な生活環境や緑のネットワークの形成において不可欠であることから、市街地の幅員 3.5m以上の歩道を有する道路については、高木を主体とした並木道の形成に向け整備し、その整備率 100%を目指します。（現況 73%）
- ・街路樹には、景観形成や環境保全、人への安らぎや季節感を与えるなどの役割や防災・防火・防音などの役割があることから、目的や地域性を考慮した樹種の選定マニュアル（手引き書）の策定に取り組みます。
- ・自転車歩行者道の緑化にあたっては、レクリエーション機能の向上のため、樹木の植栽や花壇、ベンチ等の設置を行い、ゆとりとうるおいの緑化空間の整備に努めます。

（都市整備部）



街路樹

②交通広場の緑化やポケットパークの設置 【新規】

- ・多くの市民や来訪者が利用する駅やバスターミナル^{*1}、主要な道路の交差点は、都市景観の上でも重要なポイントとなります。交通広場の緑化やポケットパーク^{*2}の整備を進め、緑地空間の確保やシンボルツリー^{*3}など、樹木の効果的な配置を行い、まちかど景観の向上に努めます。



ポケットパーク

③堤防林の保全・再生 【新規】

- ・堤防強化のために植えられた安長堤防林などは、社寺林を除き、平地における樹林としては極めて希少な存在となっています。これら貴重な堤防林の保全・再生に努めます。



安長堤防林

④河川植生の保全 【継続】

- ・河川は、動植物の生息の場所として重要であり、治水上支障のない範囲内で、出来る限り自然地形、自然植生、自然景観との調和に努めます。



千代川

¹ バスターミナル：バスの総合発着所。

² ポケットパーク：道路わきや街区内の空き地などわずかな土地を利用した小さな公園または休憩所。

³ シンボルツリー：都市や地域を象徴する樹木。

(4) みんなで広げる緑の輪

ア 緑に関わり・育てる意識づくり

①自然を教材とした環境学習の推進 【継続】

- ・市内全小中学校の校外学習において、「ふるさとクリーン・クリーン活動」などの環境美化活動教育を実施し、小中学生の環境意識の育成を図ります。
- ・環境教育・環境学習の機会の提供として、木工教室、夏休み工作教室の開催により、木を使って創作する機会を子どもたちに加え、自然保護と環境意識の育成を図ります。
- ・多角的・多面的な環境教育の充実のため、学校、地域、事業者、市民グループ、公民館などによる環境学習の取組みを支援するとともに、地域における環境学習のリーダー的役割を果たす環境推進員の増加を図ります。

(環境下水道部・教育委員会)



環境学習の様子

②緑化を推進する市民活動団体などへの支援 【継続】

- ・花と緑でうるおいあるまちづくりを進めている団体やグループ、自然景観の保全・美化を行う団体などの活動を支援するため、花や緑に関する情報の提供や助言、活動に伴う関係機関との調整など各団体との連携の強化に努めます。
- ・「景観形成推進団体活動活性化事業補助金」や「森づくり市民活動支援事業」「自然環境創造支援事業補助金」など、森づくりやビオトープ¹づくりを行う住民団体や企業等を対象に行っている助成制度を今後も継続し、本市の緑化に貢献する活動を支援していきます。



緑化活動の様子

③緑を育む人材の育成 【新規】

- ・専門家の採用や国・県等の関係機関との連携を図り、緑に関する総合的な管理体制を確立するため、行政内部の組織体制を検討します。
- ・住民や事業者を対象とした緑に関する講習会や環境教育等を通じて、地域活動を支え、緑を育てる人材育成に努めます。
- ・多様な主体による緑のまちづくりを推進するため、地域の緑化活動のリーダーとなる人材の育成とそれらの活動を支援する各種団体やボランティア等の育成を図ります。

(都市整備部)

¹ ビオトープ：野生生物の生息空間。ドイツ語で生物を意味する「ビオ」と、場所を意味する「トープ」の合成語。

イ 緑のまちをつくる仕組みづくり

①市民参加の仕組みの充実 【継続】

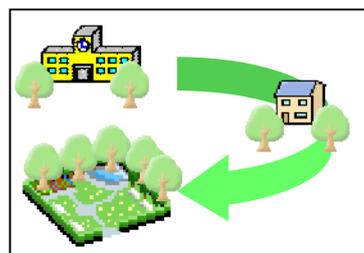
- ・「花と緑のフェア」や「花と木のまつり」などのイベント^{*1}やシンポジウム^{*2}、出前講座などの各種イベントを充実し、緑の理解促進とふれあう機会の充実に努めます。
- ・イベント等を実施した際に花の種や苗の配布等を行い、花や木による安らぎとうるおいあるまちづくりを進めていきます。
- ・緑化の普及啓発のため、具体的事例を用いた各種の緑化推進の手引き書、パンフレット等を作成し、市民へのアピールに努めます。
- ・自然環境の保全と活用を進める取り組みを全国に向けて発信する機会として「全国都市緑化フェア」の開催を検討します。



花と緑のフェアの様子

②緑のリサイクルの推進 【新規】

- ・公園等で発生する剪定枝や落葉などを資源として利用するなど、地球環境にやさしい緑のリサイクルを推進します。
- ・住宅の建替え、増改築などで不要になった樹木を、公園や学校などの公共施設へ移植したり、または希望する市民への斡旋などの制度として「緑のリサイクル登録制度」の充実を図ります。



緑のリサイクルのイメージ

(都市整備部)

③良好な生活環境の維持向上 【新規】

- ・地区レベルでの良好な生活環境を維持するための施策として、地区計画制度の活用を検討します。
- ・地域の方々の理解と協力により街を良好な環境にするため、緑地協定制度の導入を検討します。

(都市整備部)



緑化された住宅地

④緑化重点地区の指定 【新規】

- ・駅前や市役所周辺等の都市機能が集中し地域の顔となる地区、良好な自然環境や郷土景観の保全を図りながら都市住民の身近な自然とのふれあいの場として活用が求められる地区、緑化の推進に対する住民の意識が高い地区などについて、これからの緑のまちづくりのモデルとなるよう緑化重点地区に指定します。

(都市整備部)

⑤地域（ふるさと）の木（花）を育てる施策の展開 【新規】

- ・今は小さな木であっても、由来あるものや地域のシンボルとなっている木、未来へ残していきたい木など、50年後、100年後には大木となる樹木の候補を地域内で選定し、地域ぐるみでその木を大切に守り、育て、それらの運動を広げていけるよう、「（仮称）地域名木育成運動」を検討していきます。

(都市整備部)

¹ イベント：行事。催し。

² シンポジウム：一つの主題について何人かの講演者（パネリスト）が意見を述べ、議論する討論会のこと。

ウ 自然とふれあう空間づくり

①農業・林業体験ができる場所の提供 【継続】

- ・市民・行政・企業の協働により森林や里山を再生する「とっとり共生の森」や田舎の農家に滞在し、農業体験を通して人々と触れあう「鹿野町鬼入道地区」などのグリーンツーリズム^{*1}を推進し、都市と農山村の交流を進めるとともに、農林業の振興や体験活動を展開することで、山林の環境保全や地域の活性化を図ります。

(農林水産部)



林業体験の様子

②里山の環境保全と活用 【継続】

- ・面影山や足山、出会いの森などの市街地周辺の里山については、適切な維持管理による保全・再生を図り、市民が自然と接する良好な自然空間の場を提供します。
- ・小中学校周辺の森林については、安全に遊べ、自然とふれあえる場として、地域やPTA、林業家等の協力を得ながら、活用することを検討していきます。

(農林水産部)



鳥取共生の森

③市街地の農地の利活用 【継続】

- ・市街地の遊休農地については、県や生産団体等と協力し、また、周辺地域の方々の意向を伺いながら、市民農園としての活用を検討します。

(農林水産部)



市民農園

④河川敷など水と触れ合う場所の提供 【継続】

- ・河川敷の高水敷を活用したレクリエーション、水辺を活用した自然観察や昆虫採取、魚取りなどの自然体験の場となっている倉田緑地や河原町桜つつみ河川公園、重箱緑地などの適正な管理により、安全な水辺のふれあいの場を提供します。

(都市整備部)



重箱緑地

¹ グリーンツーリズム：自然・文化、農林漁業とのふれ合いや人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

3 . 緑の保全と整備の方針

ここでは、16年後のまちの姿である緑の配置を示します。

本市の市街地は、その輪郭を形成する久松山や中国山地の山並みによる広域的な緑を背景に、海岸の自然や湖山池周辺の緑が市街地にうるおいをもたらす資源として良好に保たれています。また、千代川水系により形成された農地も美しい田園風景として広がっており、各河川は水と緑の軸としての機能を担っています。

これらの郷土に根付く鳥取の緑は、今後とも改変されないよう各種法制度の適用や市民との協働により、保全・活用していくとともに、必要に応じた新たな緑の創出や河川、道路緑化等の整備を進め、それらをネットワークによってつなぐことで「緑のまちづくり」の実現を目指します。

■本市の緑を構成する要素

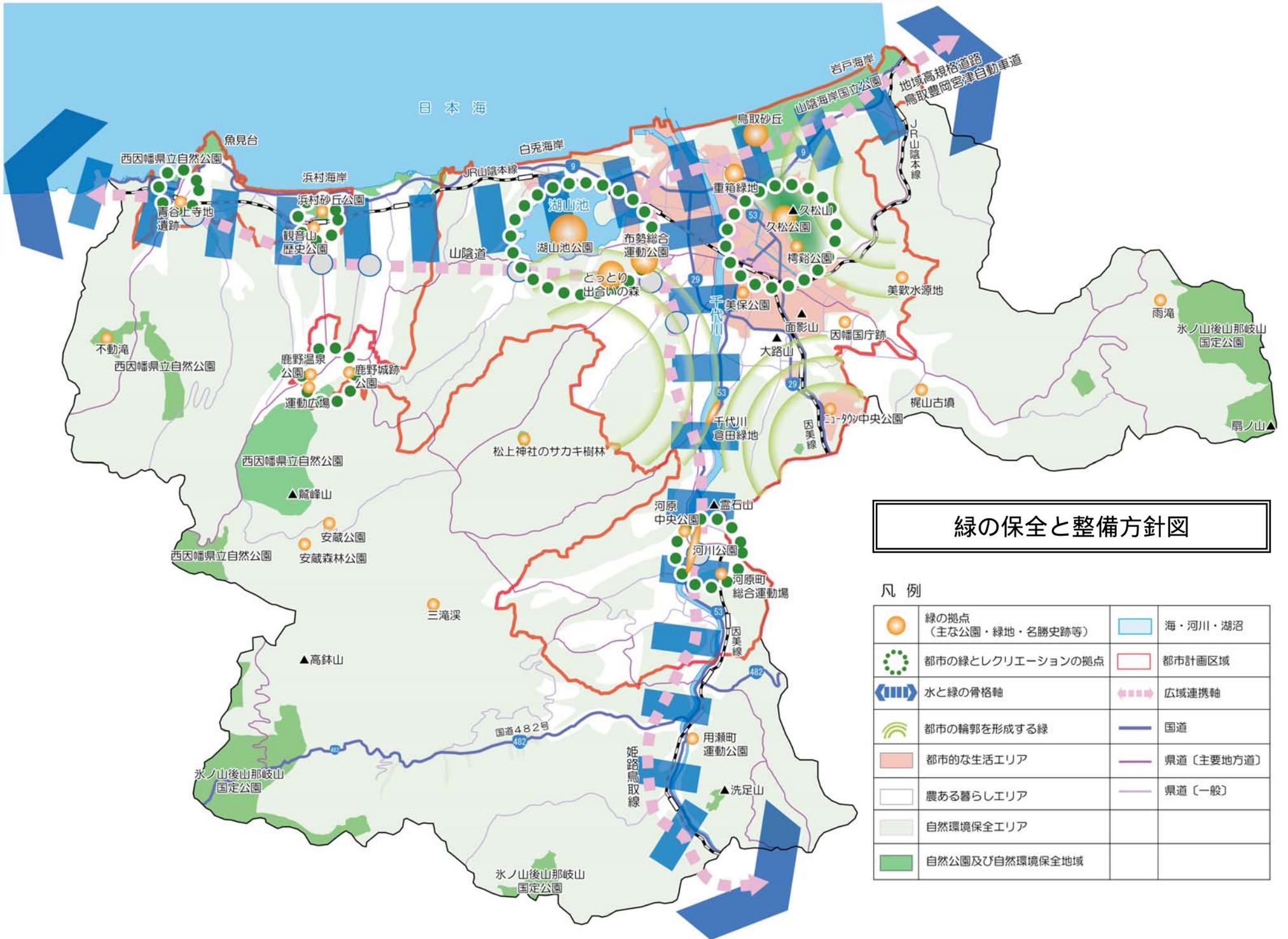
項目	内 容
都市の緑とレクリエーションの拠点	レクリエーションをはじめ多目的な活動を対象とした主要な都市公園等の拡充整備、活用を推進します。
水と緑の骨格軸	多様な機能を持つ緑地として、日本海、千代川、湖山池などの水辺や姫路鳥取線、山陰道などの自動車専用道及び国道等を軸とし、良好な景観を保全・育成していきます。
都市の輪郭を形成する緑	市街地の借景として輪郭を形成する緑地を保全・育成していきます。
都市的生活エリア	市街化区域においては、公園・緑地の保全、道路をはじめとする公共空間や民有地での緑化を進めていきます。
農ある暮らしエリア	農地及び集落は、都市住民との交流の場や田園居住としての活用を図る一方で、良好な営農環境を維持し、農業景観や集落景観を保全・活用していきます。
自然環境保全エリア	農用地区域* ¹ や保安林* ² を中心としたエリアで、豊かな緑を形成する農地や山林を保全・育成していきます。
自然公園及び自然環境保全地域	自然公園地域* ³ 及び自然環境保全地域* ⁴ を中心としたエリアで、優れた自然環境を将来に継承することができるよう積極的な保全を図ります。

¹ 農用地区域：農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域内において今後相当長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地として用途（農地、採草放牧地、農業用施設用地等）を定めて設定する区域。

² 保安林：森林法に基づき、森林の公益的機能の発揮を目的として、伐採や開発に制限を加える森林のこと。

³ 自然公園地域：自然公園法に基づき、優れた自然の風景地でその保護及び利用の増進を図る必要がある地域。

⁴ 自然環境保全地域：自然環境保全法に基づき、優れた自然環境の維持・保全を図る地域。



緑の保全と整備方針図

凡例

	緑の拠点 (主な公園・緑地・名勝史跡等)		海・河川・湖沼
	都市の緑とレクリエーションの拠点		都市計画区域
	水と緑の骨格軸		広域連携軸
	都市の輪郭を形成する緑		国道
	都市的な生活エリア		県道〔主要地方道〕
	農ある暮らしエリア		県道〔一般〕
	自然環境保全エリア		
	自然公園及び自然環境保全地域		

鳥取市の木・花

平成17年11月1日に合併1周年を記念して鳥取市の木・花が制定されました。

■鳥取市の木 「サザンカ」

昭和18年の大震災、昭和27年の大火災で市街地のほとんどを失った鳥取市に緑を取り戻そうと、昭和43年5月2日に「鳥取市の木」とされたサザンカは、年間を通じてまちを緑でうるおし、山陰の厳しい冬に花を咲かせるなど、鳥取市を代表するにふさわしい木として新鳥取市に引き継がれることとなりました。



■鳥取市の花 「らっきょうの花」

鳥取市が全国に誇る「鳥取砂丘」において、10月から11月初旬にかけて砂の畑を赤紫のじゅうたんで覆う「らっきょうの花」は、中国原産のユリ科の多年草で、江戸時代の参勤交代の折に持ち帰られ伝わったものが最初であるとされ、今では鳥取市を代表する特産品のひとつとなっています。



第4章 緑化重点地区

1 . 緑化重点地区とは

緑化重点地区とは、都市緑地法第4条の中で、緑の基本計画の策定項目の中に、「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」として規定されています。

また、行政による重点的な緑化施策に加え、市民及び事業者等がそれぞれの立場で自主的な緑化の推進が行われることを求めており、それぞれの主体の協働によって緑化を進める地区としての役割が期待されます。

さらに、本計画の目標を先導して具体化するため、一定の地区を設定し、短期間に集中的に緑化事業を行い、緑化推進のモデルとして他地区への波及を目指す効果があります。

2 . 地区の設定要件

緑化重点地区の対象としては、以下に示す①～⑩の地区が考えられます。

- ① 駅前や多くの公共施設が立地している地区等、都市のシンボルとなる地区
- ② 特に緑が少ない地区
- ③ 緑による質の高い環境整備に対する市民の意識が高い地区
- ④ 具体的な面的開発事業等が計画されている地区で、緑による環境整備を重点的に行う必要のある地区
- ⑤ 避難場所の面積が十分でない等防災上課題があり、緑地の確保及び市街地の緑化を行う必要が特に高い地区
- ⑥ 緑化協定の締結の促進等により良好な住宅地の形成を促進する地区
- ⑦ 風致地区など都市の風致の維持が特に重要な地区
- ⑧ 教育施設等の公共施設と民有地の一体的な緑化及び景観形成により良好な環境の保全及び創出を図る地区
- ⑨ 都市公園を核として、市民の憩いの場の創出を図る地区
- ⑩ ヒートアイランド現象の緩和など、都市環境の改善が必要な地区

資料：新編緑の基本計画ハンドブックより

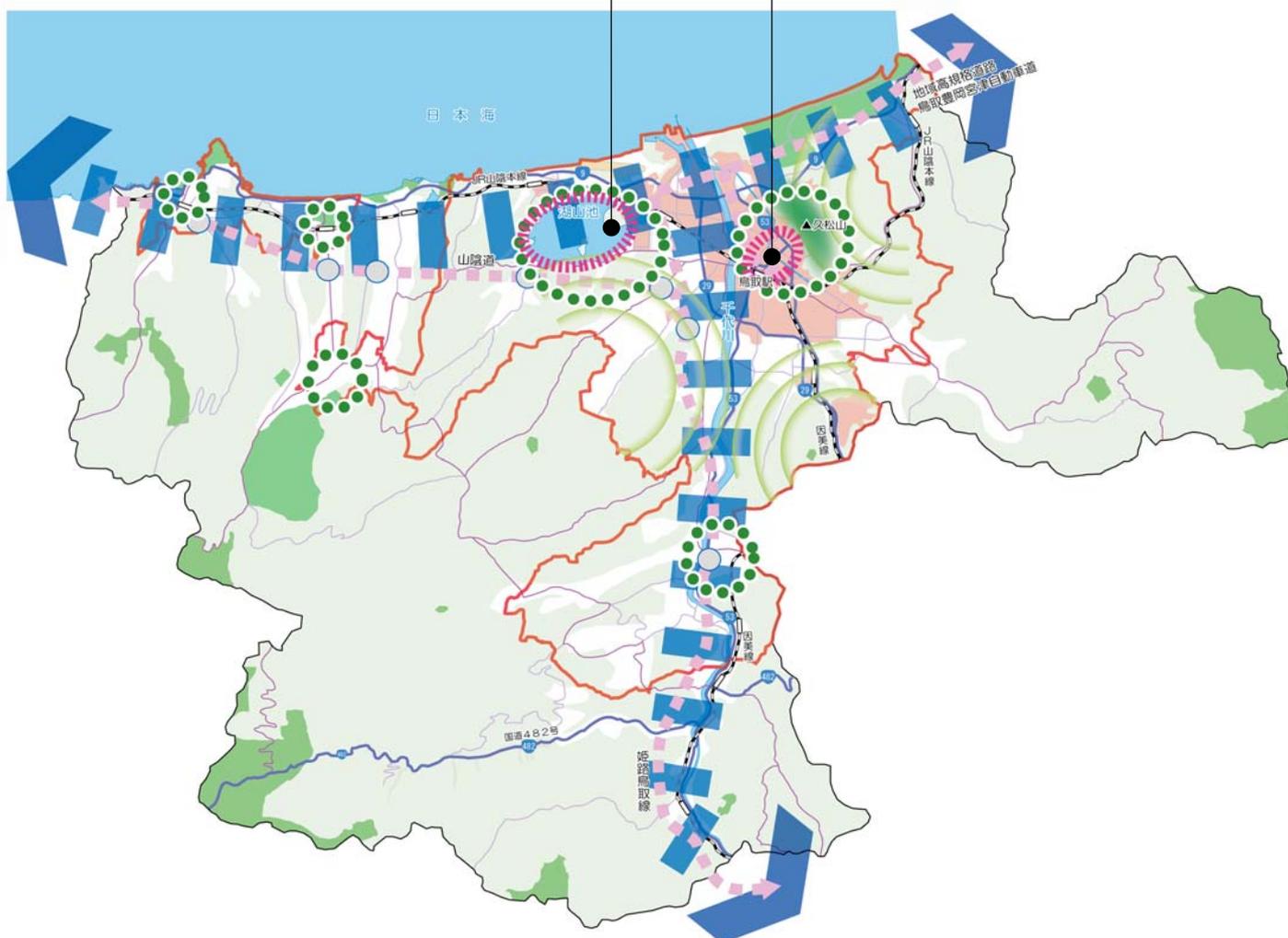
3 . 緑化重点地区の選定

本市では、都市公園事業とその他公共事業による緑化や民有地の緑化を一体的に推進し、重点的に水と緑を守り、創り、つなげ、広げていくため、本市の特徴的な地域特性を有し、都市を形づくる上で重要な以下の地区を緑化重点地区として選定します。

(2) 湖山池周辺
設定要件③、⑨より



(1) 中心市街地
設定要件①、②より



(1)中心市街地地区

ア 現況概要

- ・ 本市並びに鳥取県における中心地区です。
- ・ JR 鳥取駅を中心に商業・行政・業務施設が集積した市街地を形成しています。
- ・ 鳥取城跡や袋川・新袋川などの河川が多く景観軸を形成しています。
- ・ 久松山や本陣山などの山々が位置し、市街のランドマークを形成しています。
- ・ 袋川以北は、主に住宅地を形成していますが、近年、空き家の増加とともに平面駐車場へ変わってきています。

イ 緑化推進のための基本方針

本市の中心であり、久松山や樗谿公園といった山なみの自然環境保全と河川緑地の整備や住宅地の緑化に努め、都市環境と調和した緑を確保します。

本地区の緑化推進の施策を進めるにあたってのテーマを以下のとおり設定します。

「風格とにぎわいのある花と緑のまちづくり」

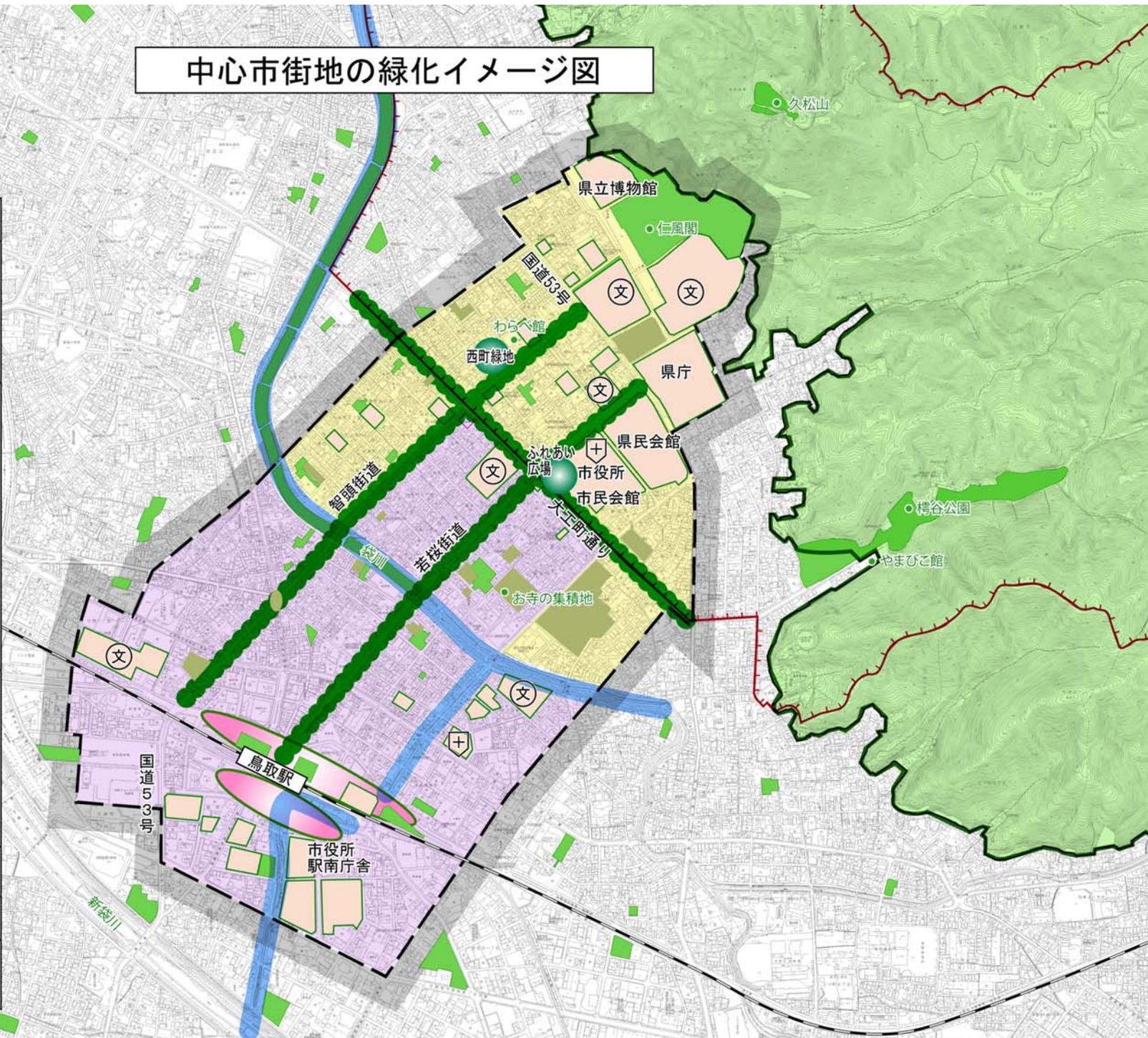
ウ 緑化推進の施策

次の施策について、市民・事業者・行政の協働で取り組み、緑化を推進します。

区分	内 容
守る	○市街地に残る社寺境内地など一団の緑の保全 ○市街のランドマークとなっている山並みの保全
創る	○新しい魅カスポット（場所）となる広場の整備 ○市役所など公共公益施設の緑化の推進 ○住宅地における緑化の奨励と生垣助成制度の検討 ○都市の玄関口として緑のうるおいある空間の整備
つなぐ	○幹線道路の街路樹の整備推進 ○店先や歩行空間等のスペースを有効活用した花による彩りやうるおいの創出 ○袋川などの河川における親水空間づくりの推進
広げる	○商店街や緑化団体等との連携 ○花と緑の勉強会等による緑化啓発

中心市街地の緑化イメージ図

凡 例		
守る	一団の緑を保全する区域	
	山並みを保全する区域	
創る	都市公園等の整備・拡充	
	公共公益施設の緑化推進	
	緑に配慮した居住環境を形成する区域	
	都市の玄関口として潤いある空間の整備	
	街路樹の整備推進	
つなぐ	花の彩りや潤いを創出する区域	
	親水空間の整備推進	
	緑化重点地区	
	景観形成重点区域	
	既存都市公園等の緑の保全	



(2)湖山池周辺地区

ア 現況概要

- ・ 本市を代表し、湖沼景観を形成する湖山池とその周辺に位置します。
- ・ 周辺は近年宅地化が進んでおり、緑の保全が重要な課題です。
- ・ 湖山池の周辺は歴史が古く、多くの史跡を有しています。
(布勢古墳、天神山城跡など)
- ・ 湖山池の西・南岸にはハス群落があり、独特の風景を形成しています。
- ・ 青島は、市民の憩いの場所として親しまれています。

イ 緑化推進のための基本方針

本市固有の湖沼である湖山池の水辺の自然環境保全と親水空間の整備や住宅地の景観形成に努め、自然環境と共生した緑を確保します。

本地区の緑化推進の施策を進めるにあたってのテーマを以下のとおり設定します。

「自然環境の保全と自然の恵みの享受」

ウ 緑化推進の施策

次の施策について、市民・事業者・行政の協働で取り組み緑化を推進していきます。

区分	内容
守る	<ul style="list-style-type: none"> ○ヒメガマやハスなど水生植物の保全・再生 ○水質の浄化等による生態系の保全・回復 ○城跡や古墳、境内地など一団の緑の保全 ○湖山池の島や周辺の山並みの保全
創る	<ul style="list-style-type: none"> ○景観ポイント（地点）の修景整備 ○学校など公共公益施設の緑化の推進
つなぐ	<ul style="list-style-type: none"> ○自然環境と調和した住宅地の形成 ○歩行回遊空間の確保とネットワーク化
広げる	<ul style="list-style-type: none"> ○案内板、ホームページ*¹等による情報提供の充実 ○環境教育・総合学習としての活用 ○湖山池周辺の地域活動団体等との連携 ○大学・小中学校との連携と協働 ○自然環境の保全並びに自然とのふれあいを主体とした公園としての活用

¹ ホームページ：インターネットで、だれもがアクセスできる公開情報。

湖山池周辺地区の緑化イメージ図

39

凡 例		
守る	水生植物を保全・再生する区域	
	一団の緑を保全する区域	
	島や山並み等を保全する区域	
創る	景観ポイントの修景整備	
	公共公益施設の緑化推進	
つなぐ	水辺回廊の確保	
	自然と調和した住宅地の形成地域	
広げる	各種団体等による連携、緑の活用	
	緑化重点地区	
	景観形成重点区域	
	既存都市公園等の緑の保全	
	幹線道路	



参考資料

目 次

1. 上位・関連計画	41
2. 市民の意向について	49
3. 目標水準の設定のための参考指標	61
4. 都市緑地法の概要	67
5. 鳥取市緑の基本計画策定体制	70

1 . 上位・関連計画

(1)上位計画

ア 第8次鳥取市総合計画

<基本構想>

- 計画期間：平成18年～平成27年
- 目標人口：行政区域 H17 201,727人→H27 202,000人
- 鳥取市の将来像
『人が輝き まちがきらめく 快適・環境都市 鳥取』

●まちづくりの5つの原則

- (1) 「個性」を活かしたまちづくり
- (2) 「連携・交流」による活力にあふれるまちづくり
- (3) 市民が主役の「協働」によるまちづくり
- (4) 自己決定による「自立」したまちづくり
- (5) 世界と手を結び未来へ「飛躍」する夢のあるまちづくり

●まちづくりの基本政策

- (1) 明日を担う人づくりとコミュニティを中心とした地域づくり
- (2) 自然と社会が調和した環境づくりと安心していきいきとした暮らしづくり
- (3) 交流と文化によるまちのにぎわいづくりと地域を支えるものづくり
- (4) 効率的で質の高い市役所づくりと地域の特性を活かした計画的なまちづくり

<基本計画>

●緑地に関する施策の展開

優れた自然環境の保全（第2章 第1節 第3）

- ・ 本市が有する貴重で優れた自然の保護やさまざまな環境保全施策の展開により、自然と人間（社会）とが共存する水や緑に囲まれた快適な環境づくりを進め、市民の自然環境に対する愛着と誇りが醸成された環境にやさしいまちづくりをめざす。

自然と調和する都市景観の形成（第2章 第1節 第5）

- ・ 市街地では、効率的な土地利用や車道・歩道、公園等の都市施設の整備を展開し、コンパクトな市街地を形成してにぎわいと活気のある都心再生と、環境と共生した水と緑豊かなゆとりとうるおいのある市街地形成をめざす。

【目標】

- ・ 市民一人当たり都市公園面積 10.1 m²/人（H16）⇒10.8 m²/人（H22）

快適な住環境の整備（第2章 第1節 第6）

- ・ 都市公園等の整備・更新、市民の墓地需要への対応

イ 鳥取市都市計画マスタープラン

- 計画期間：平成18年～平成37年
- 目標人口：都市計画区域 H17 178,200人→H37 173,600人
- 都市の将来像：『「環境・文化・交流」拠点都市・とっとり
～個性ある新・生活交流都市(ハモニシティ)をめざして～』
- 基本方針
 - (1) にぎわいと活力ある都心の再生とうるおいのある生活空間の実現(市街地)
 - (2) 自然と共生したゆとりのある田園生活空間の創造(田園地域)
 - (3) 豊かな自然環境・景観、地域に根づいた伝統文化の保存・伝承と創造
 - (4) 地域産業の振興と交流・連携を促進する都市基盤づくり
 - (5) 安全・安心でいきいきとした地域づくり

- 市街地・田園地域形成の考え方
 - 市街化区域：コンパクトタウンへの転換
 - 市街化区域外：ガーデンタウンの創造

市街化区域：コンパクトタウンのイメージ

【旧城下町】

- 都心居住の推進
- 城下町鳥取の景観再生
- 街並み整備
- 都心緑地の保全・創出
- 歩いて楽しく暮らせる歩行者空間の形成



【鳥取駅周辺市街地】

- 市街地の高度化・高次化
- 都心緑地の創出
- スカイライン^{※1}の形成
- 住環境整備

※1 スカイライン
空との境界線
建物や屋根の並び



【近都市街地】

- 生活環境基盤整備
- 市街地内農地の多目的活用
- 都市内緑地の保全・創出



【都市の輪郭を担う外縁市街地】
(市街化区域の縁辺部)

- 未利用地・遊休地の有効活用
- 都市内緑地の保全・創出



市街化区域外：ガーデンタウンのイメージ

【隣近接地域】
(市街化区域との境)



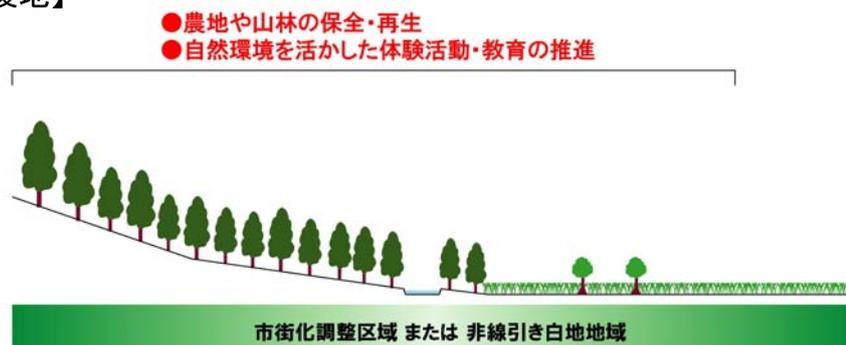
【主要なコミュニティ圏域】
(旧町村の生活拠点)



【田園・集落地域】
(農村集落、農地)



【田園地域、山林・丘陵地】
(中山間地域)



●公園・緑地の整備方針

ア)水と緑の基本目標

市民参画による緑の将来像実現のための視点
鳥取の緑を“守り育て・創り・広げる”過程における市民参画を、まちづくり全般における市民参画の第一歩の機会として積極的に位置づけ、市民と共に水と緑豊かなガーデンシティ鳥取を形成し、育成を図ります。

イ)水と緑の保全・再生と活用

既存の緑を保全すると同時に質を高め、河川や道路緑化等の整備を進め、それらのネットワークを目指します。

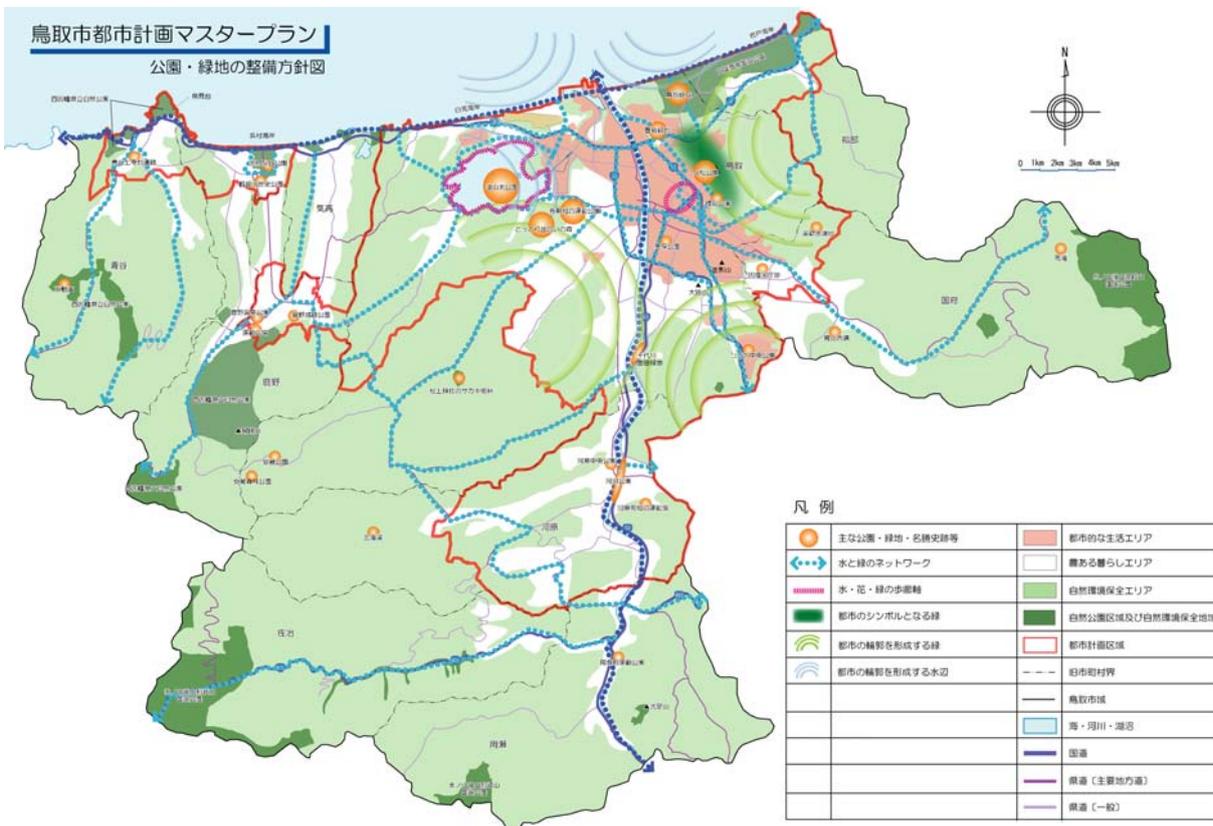
- ①市街地周辺の緑の保全・再生と活用
- ②市街地の緑の保全と活用
- ③水辺の自然環境の保全・再生と活用

ウ)公園・緑地の整備の方針

- ①基幹公園
- ②特殊公園
- ③大規模公園
- ④都市緑地
- ⑤その他の公園・緑地・広場等

エ)施設の緑化とネットワーク形成

- ①河川空間整備
- ②道路の緑化
- ③公共公益施設の緑化
- ④市街地における緑の回廊づくり



●公園整備及び緑化の目標値

- ・歩いていける範囲の住区基幹公園の誘致圏満足度を65%以上とする。
- ・公園内の植栽面積の積極的増加に努める。
- ・長期的には市民一人当たりの都市公園面積を40㎡とする。
- ・3.5m以上の歩道幅員を持つ道路の緑化延長を100%とすることに努める。
- ・自然環境に配慮し親水性の高い川づくりを推進する。
- ・公的空間の緑の増加、育成を図り、公共公益施設敷地での緑化割合約20%を目標とする。
- ・緑豊かな都市環境の形成を図り、私有地の緑を保全するため、緑地協定制度などのルールづくりを推進する。
- ・緑のある生活環境を支援するため、生垣助成等の助成制度を検討する。

(2)関連計画

ア 鳥取市環境基本計画（緑に関する記述部分抜粋）

●計画期間：平成19年～平成28年 ●目標とする環境像 『豊かな自然と人間が共生する「快適環境都市」－鳥取』	
●基本方針	●基本目標
1. つたえよう 鳥取の豊かな自然 (自然環境)	(1) 山・川・海の保全 (2) 自然とふれあいの確保 (3) 生態系への配慮
2. めざそう 安全で人にやさしいまち (生活環境)	(1) 景観・美観の保全 (2) 緑豊かなまち (3) 人と環境に配慮した交通 (4) 安心・安全なまち (5) 健康できれいなまち (6) 歴史・文化の薫るまち
3. つなげよう 未来へつなぐ 美しい地球 (地球環境)	(1) 地球温暖化の防止 (2) オゾン層の保護 (3) 酸性雨の防止 (4) エネルギーの有効利用
4. ふみだそう 一人ひとりが育てる環境意識 (市民・事業者・市の協働)	(1) 環境教育、学習の推進 (2) 環境情報の共有化 (3) 市民・事業者・市が連携できる 仕組みづくり (4) 環境ビジネスの創出

●基本目標 (上表の網かけ部分)	●基本施策	●具体的施策
山・川・海の保全	自然環境の保全	保存樹木・保存樹林の指定・保存 自然生態系に配慮した親水空間の 保全・創出 森林保全活動の推進
自然とふれあいの確保	自然体験への取組み の推進	自然とふれあう自然体験の推進
生態系への配慮	生息環境の保全	市街地や周辺部の樹林の保全 農地の保全 山間部や丘陵地の緑地の保全 動植物保護地区の指定・保護
緑豊かなまち	緑化の推進	公共施設の緑化の推進 民有地（施設）の緑化の推進 緑化の普及・啓発
	公園・公共空地の整備	身近な自然とふれあうことができる 緑地・公園などの整備

イ 鳥取市中心市街地活性化基本計画

- 計画期間：平成19年～平成25年
- 目標人口：中心市街地 210ha H18 12,268人→H25 12,800人
- 活性化のテーマ

『住みたい 行きたい ふるさと鳥取 いなばのくに 因幡国の都市核づくり』

●基本的な方針

- (1) 住みたいまち
- (2) 行きたいまち
- (3) ふるさとを感じるまち

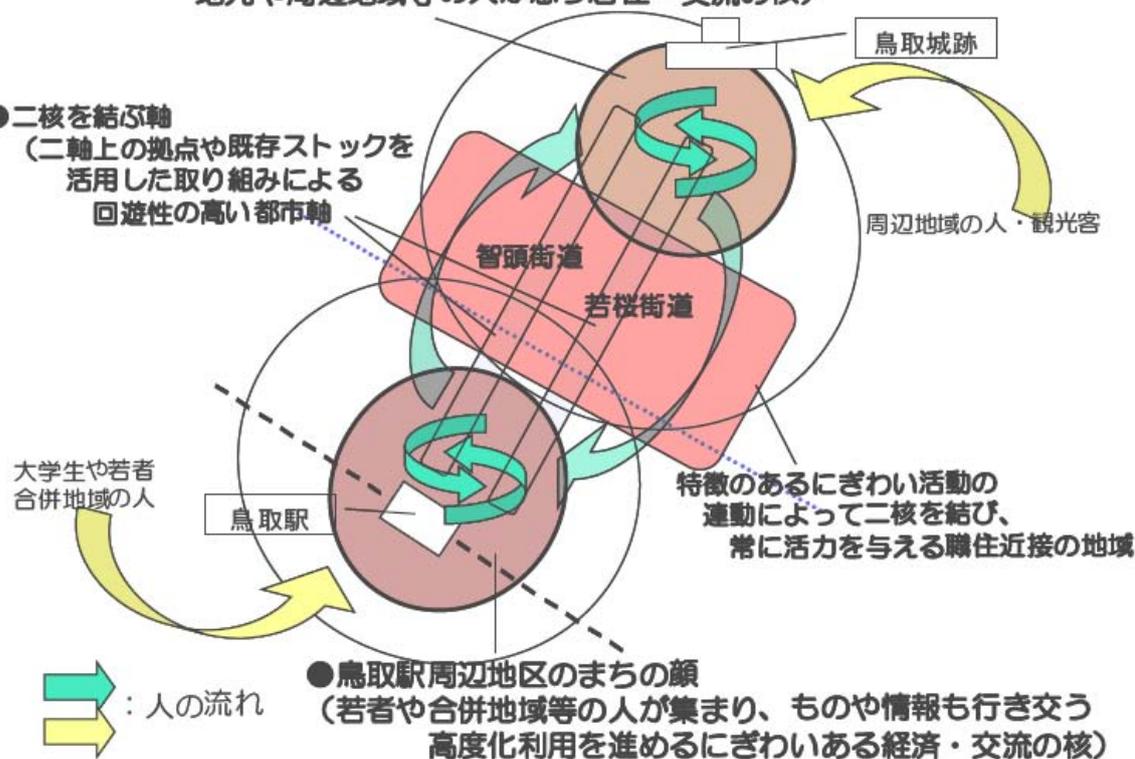
●活性化の全体イメージ：「二核二軸」の都市構造

●鳥取城跡周辺地区のまちの顔

(歴史・文化・自然などの地域資源を活かし、地元や周辺地域等の人憩う居住・交流の核)

●二核を結ぶ軸

(二軸上の拠点や既存ストックを活用した取り組みによる回遊性の高い都市軸)



●緑化に関する事業

西町広場(緑地)整備(地域生活基盤施設)

- ・都市公園の整備とにぎわいの創出に向けたわらべ館周辺の整備

市民ふれあい広場整備(地域生活基盤施設)

- ・若桜街道沿いにイベント実施が可能な空間を整備

上町松並線(大工町通り)整備

- ・歴史的な景観や歩行者等に配慮した道路拡幅並びに電線類地中化事業

駅前地区環境整備事業(仮称)

- ・まちの玄関口である駅前周辺の環境の整備

ウ 鳥取市景観計画

●計画期間：平成20年～

●景観形成の目標

『恵まれた自然環境と共生し、豊かな歴史・文化が息づく生活交流都市・とっとり』

●景観形成の基本方針

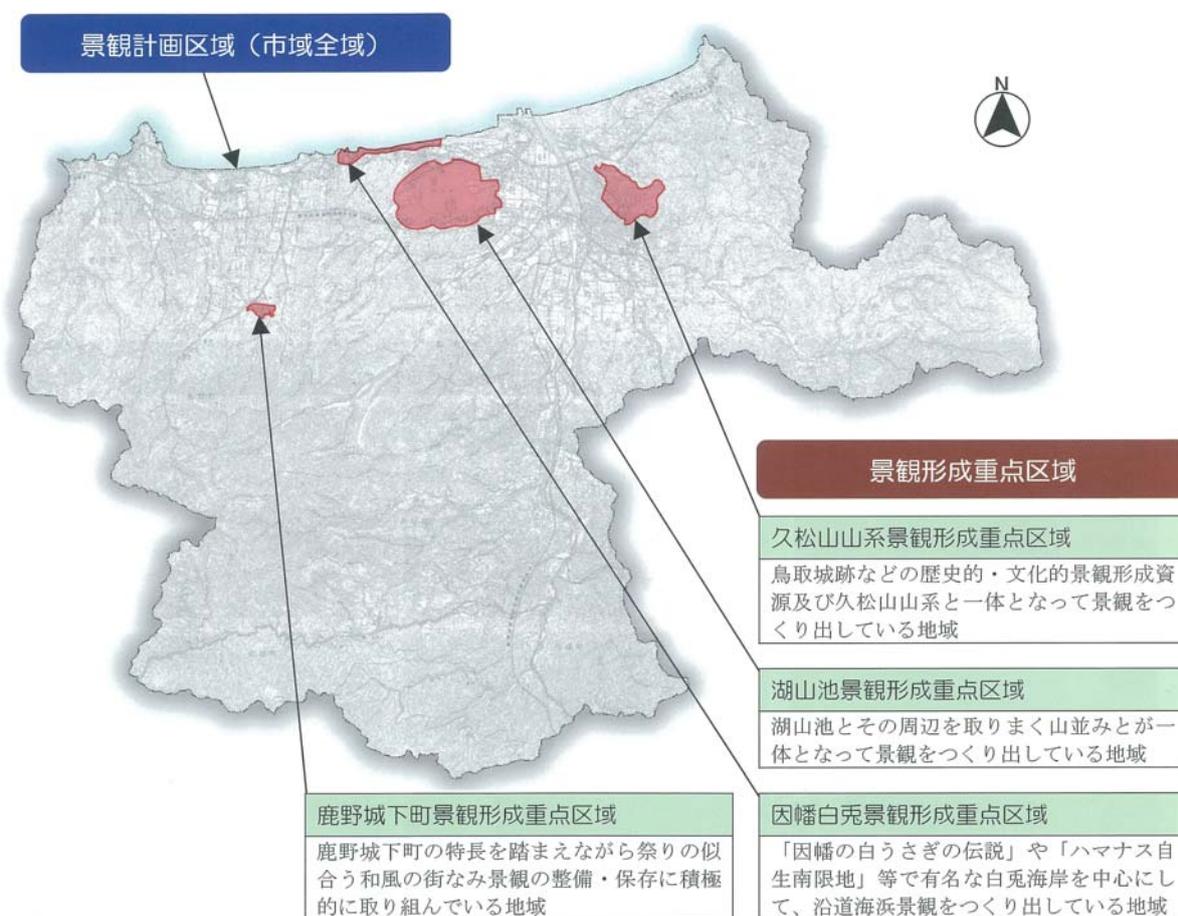
- (1) 心やすらぎ、味わい豊かな自然景観の保全・育成
 - ①自然緑地景観(山林・丘陵地)、②自然緑地景観(海浜)、③水辺景観
- (2) 歴史・文化資源を活用した落ち着いた風格がある景観の形成
 - ①歴史的景観
- (3) にぎわいとゆるおいに富んだ街なみ景観の創造
 - ①農山漁村景観、②住宅地景観、③商業業務地景観、④工業地景観
- (4) まちの個性に彩られた美しい公共空間の形成
 - ①道路景観、②公園緑地景観、③公共公益施設景観
- (5) 市民との協働による景観まちづくり
 - ①市民参加によるまちづくり、②市民マナーの向上

●景観計画による行為の制限

【緑化】建築物の建築面積、工作物の造成面積を除いた敷地の3%以上を緑化

●景観形成重点区域の概要

景観計画区域のうち、歴史・文化、自然等の特色が象徴的に現れ、良好な景観の形成が特に必要とされる次の地域を景観形成重点区域として指定します。



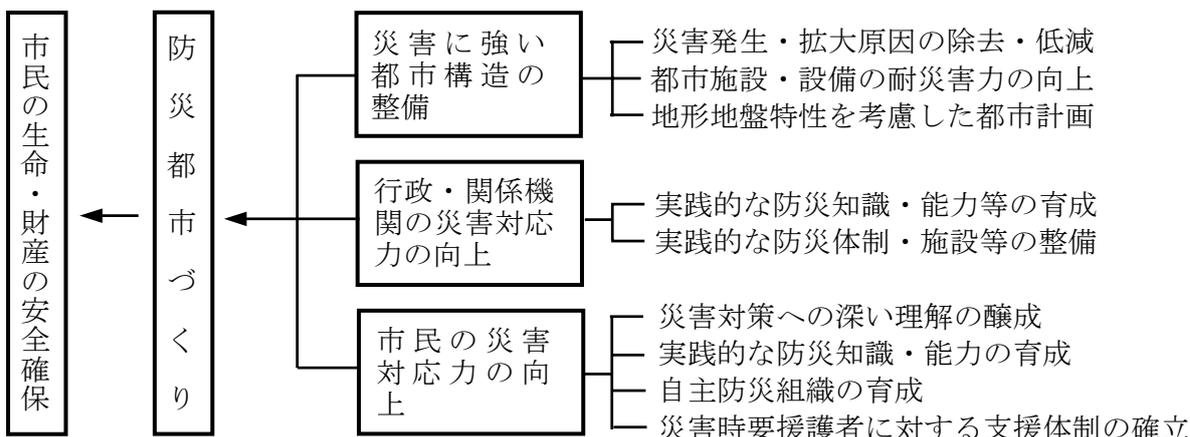
エ 鳥取市地域防災計画

●計画期間：平成18年～

●計画の理念と目標

[目的]
(基本目標)

[達成方法]



●第4節 都市の防災構造化計画

第1 計画的な市街地の形成

災害危険を軽減する都市空間を形成するため、市街地の災害特性を踏まえ、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の市街地整備の施策を進めるものとする。

第3 都市施設の整備

2 公園・緑地等の公園空地

市街地等における公園・緑地は日常における環境保全・レクリエーション利用・景観形成上のみならず、避難地の確保、火災延焼防止等、防災上必要欠くべからざる施設であり、市街地等の基盤施設として積極的かつ計画的に防災空地の整備を促進するものとする。

第4 市街地等の再開発

1 土地区画整理事業の推進

都市計画区域内の土地については、土地区画整備事業を実施することにより既成市街地及びその周辺部において健全な市街地の形成を行い、住宅地の整備とともに道路・公園等の生活基盤施設の整備を行うことにより、防災上安全なまちづくりを促進するものとする。

2 市街地再開発事業の推進

市街地においては、市街地再開発事業を行うことにより、火災予防・公共空地の創出等災害危険度の低下を図るものとする。

注) 鳥取市地域防災計画 風水害等対策編及び震災対策編より抜粋・整理しています。

2. 市民の意向について

(1) アンケート調査

ア 調査の概要

① 調査の目的

地域の実状をよく知る市民に対し、公園・緑地の現状や普段感じていることなどを調査することで、今後、「鳥取市緑の基本計画」を検討するための基礎的な資料とすることを目的とする。

② 調査対象

16歳以上の市民1,000名

③ アンケート実施期間

平成19年12月～平成20年1月

④ 調査方法

郵送法による自記式無記名の調査票を用いたアンケート調査

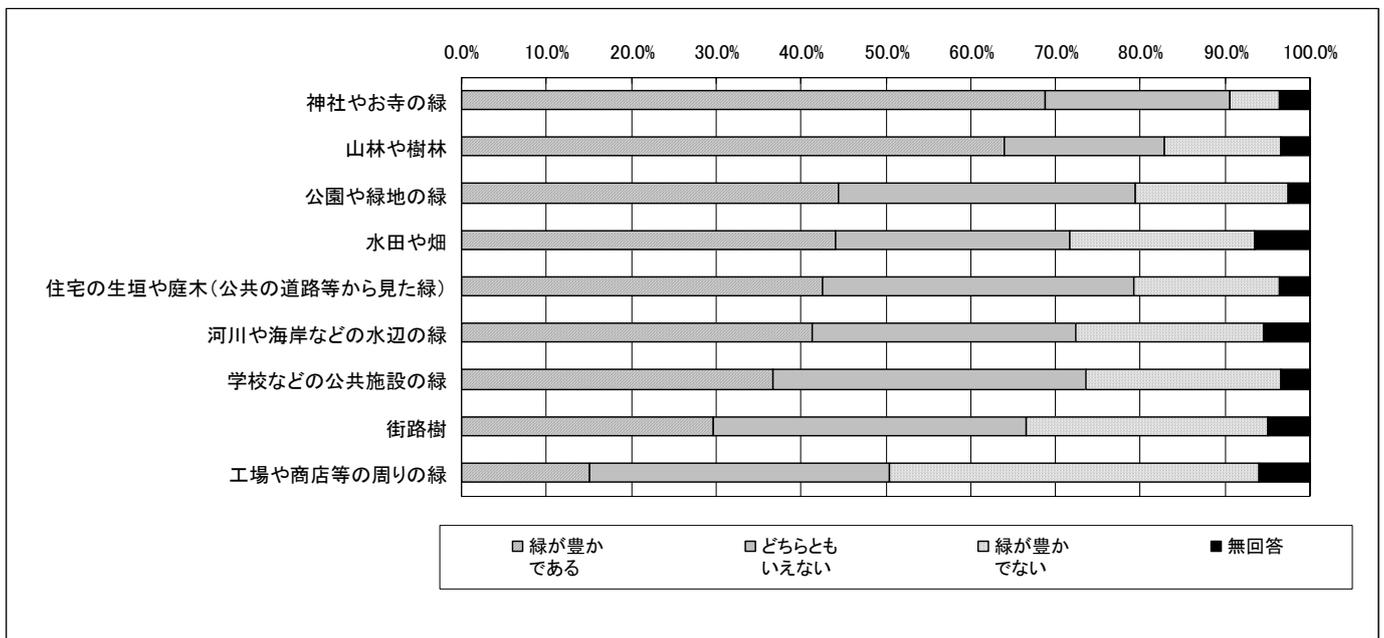
⑤ アンケート回収率

回答者 385人 (回収率 38.5%)

イ アンケート調査結果（抜粋）

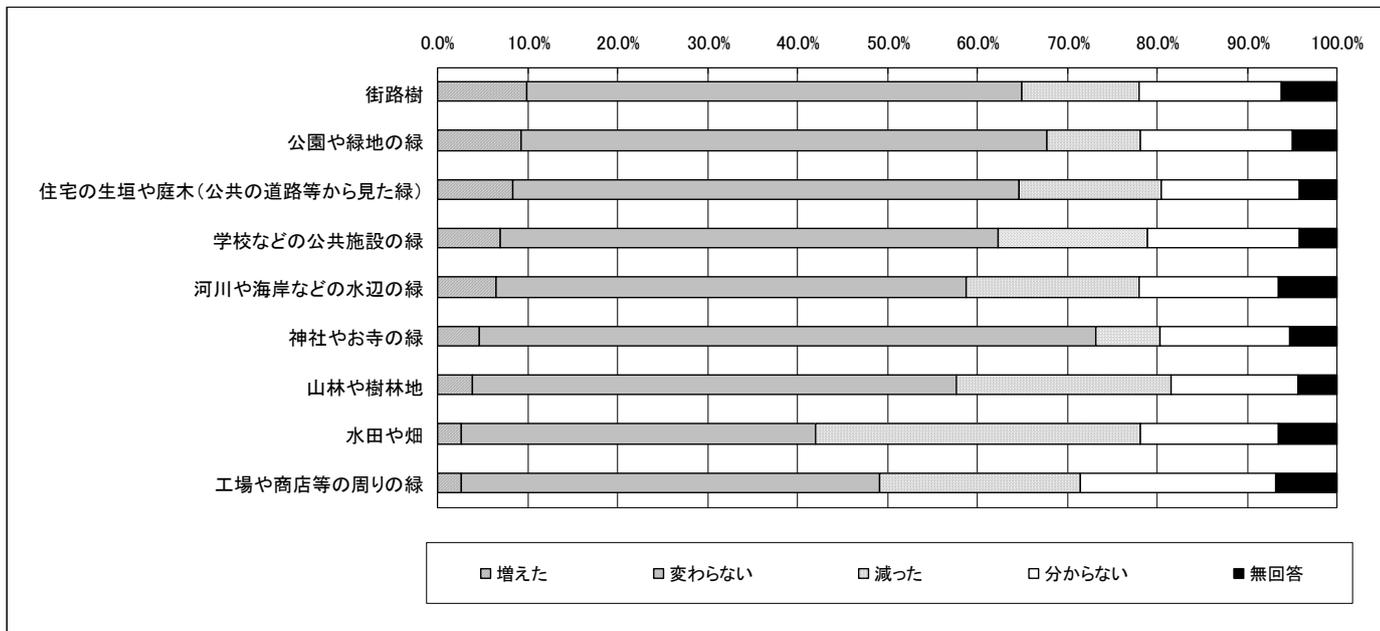
① 住んでいる地域における緑の豊かさについて

緑の豊かさは、「神社やお寺の緑」、「山林や樹林」について「緑が豊かである」とする回答が過半数を上回っていますが、その他の項目では過半数を下回っています。特に、「街路樹」（29.6%）や「工場や商店等の周りの緑」（15.1%）について「緑が豊かである」とする回答は少なくなっています。



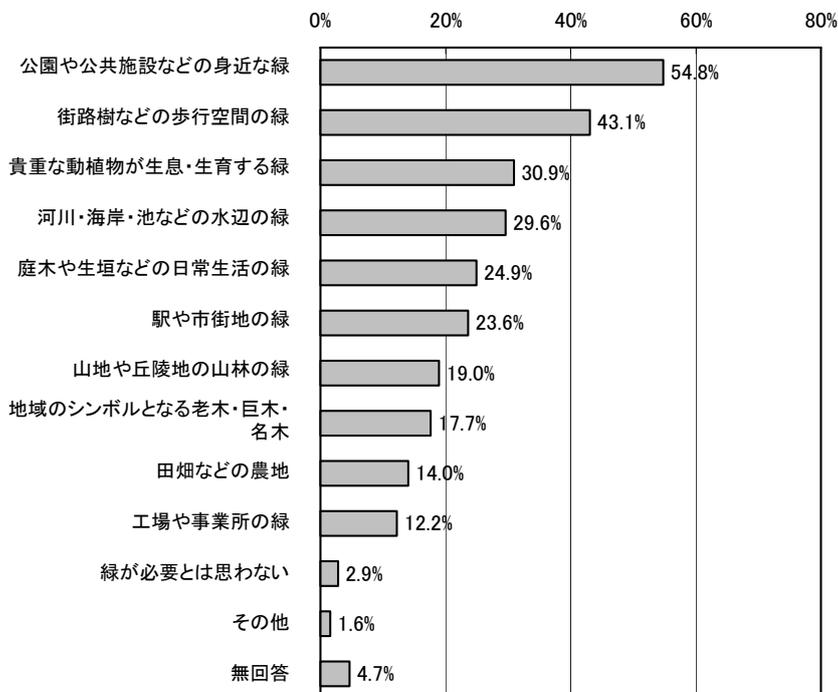
②住んでいる地域における10年間の緑の量の変化について

ここ10年間の緑の量の変化は、「増えた」とする回答は最も割合の多い「街路樹」でも9.9%であり、その他の項目は10%未満となっています。また、「街路樹」以外で「増えた」とする回答の多い項目は、「公園や緑地」(9.4%)、「住宅の生垣や庭木」(8.3%)となっています。一方、「減った」とする回答は約40%から10%未満とばらつきがあり、回答の多い項目は、「水田や畑」(36.1%)、「山林や樹林地」(23.9%)、「工場や商店等の周りの緑」(22.3%)となっています。



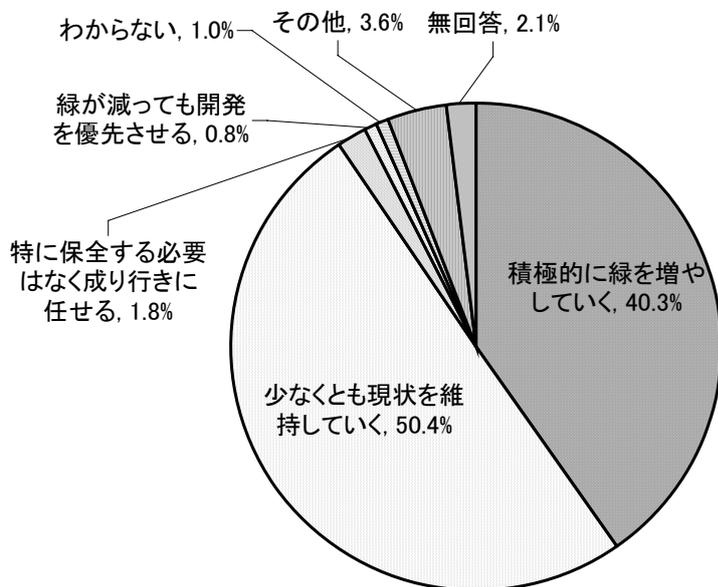
③住んでいる地域における今後必要な緑について

今後必要な緑としては、「公園や公共施設などの身近な緑」(54.8%)、「街路樹などの歩行空間の緑」(43.1%)などの身近な公共施設の緑に対して緑が求められています。また、自然の資源としては、「山地や丘陵地の山林の緑」(19.0%)や「田畑などの農地」(14.0%)は回答率が低く、「河川・海岸・池などの水辺の緑」(29.6%)や「貴重な動植物が生息・生育する緑」(30.9%)の回答率が高くなっています。



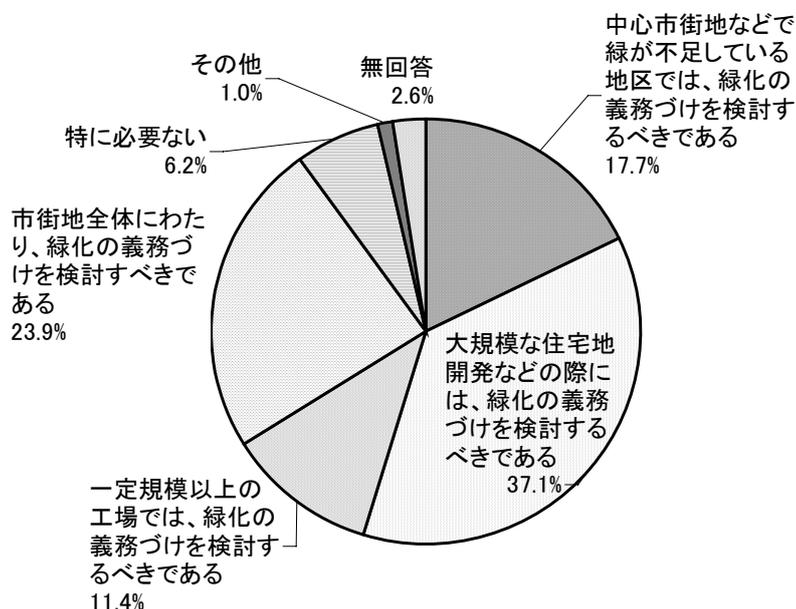
④今後の鳥取市全体の緑について

今後の緑については、「積極的に緑を増やしていく」が40.3%、「少なくとも現状を維持していく」が50.4%と大半を占めています。一方、「特に保全する必要はなく成りに任せる」(1.8%)や「緑が減っても開発を優先させる」(0.8%)とする回答は少なく、緑の保全または拡大に対する市民の期待が高いことが伺えます。



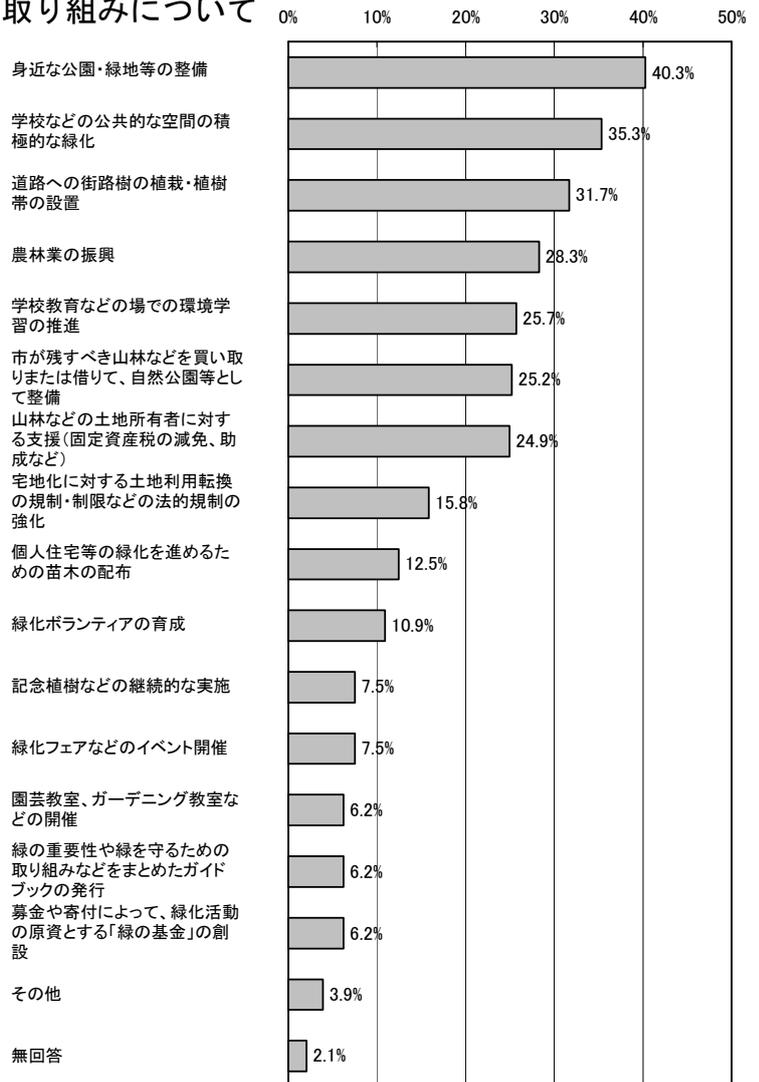
⑤民有地に緑の確保を義務付けることについて

民有地に緑の確保を義務づけることに対しては、「特に必要ない」とする回答が6.2%であるのに対して、「中心市街地などで緑が不足している地区では、緑化の義務づけを検討すべきである」が17.7%、「大規模な住宅地開発などの際には、緑化の義務づけを検討すべきである」が37.1%、「一定規模以上の工場では緑化の義務づけを検討すべきである」が11.4%、「市街地全体にわたり、緑化の義務づけを検討すべきである」が23.9%と、義務づけを必要とする回答が9割を占めています。



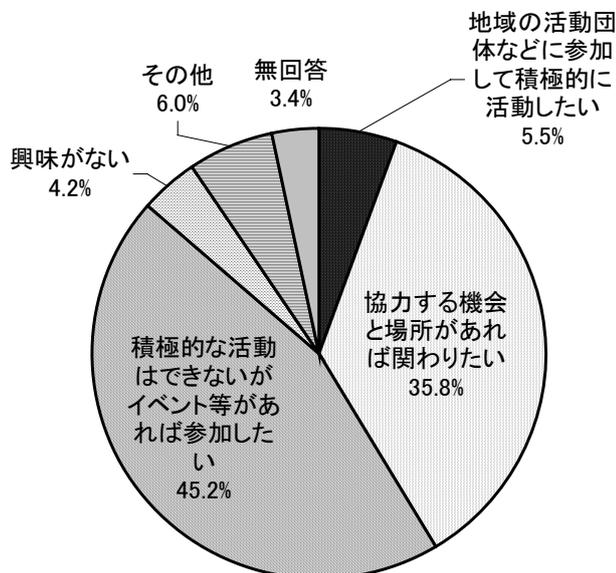
⑥ 緑を守り、増やすための鳥取市の取り組みについて

緑を守り、増やすための鳥取市の取り組みとしては、「身近な公園・緑地等の整備」(40.3%)や「学校施設などの公共的な空間の積極的な緑化」(35.3%)、「道路への街路樹の植栽・植樹帯の設置」(31.7%)などの身近な公共的な空間の緑化が上位を占めています。このほか、「農林業の振興」(28.3%)や「学校教育などの場での環境学習の推進」(25.7%)、「市が残すべき山林などを買い取りまたは借りて、自然公園等として整備」(25.2%)、「山林などの土地所有者に対する支援(固定資産税の減免、助成など)」(24.9%)などが続いています。このほか、「農林業の振興」(28.3%)や「学校教育などの場での環境学習の推進」(25.7%)、「市が残すべき山林などを買い取りまたは借りて、自然公園等として整備」(25.2%)、「山林などの土地所有者に対する支援」(24.9%)などが続いています。



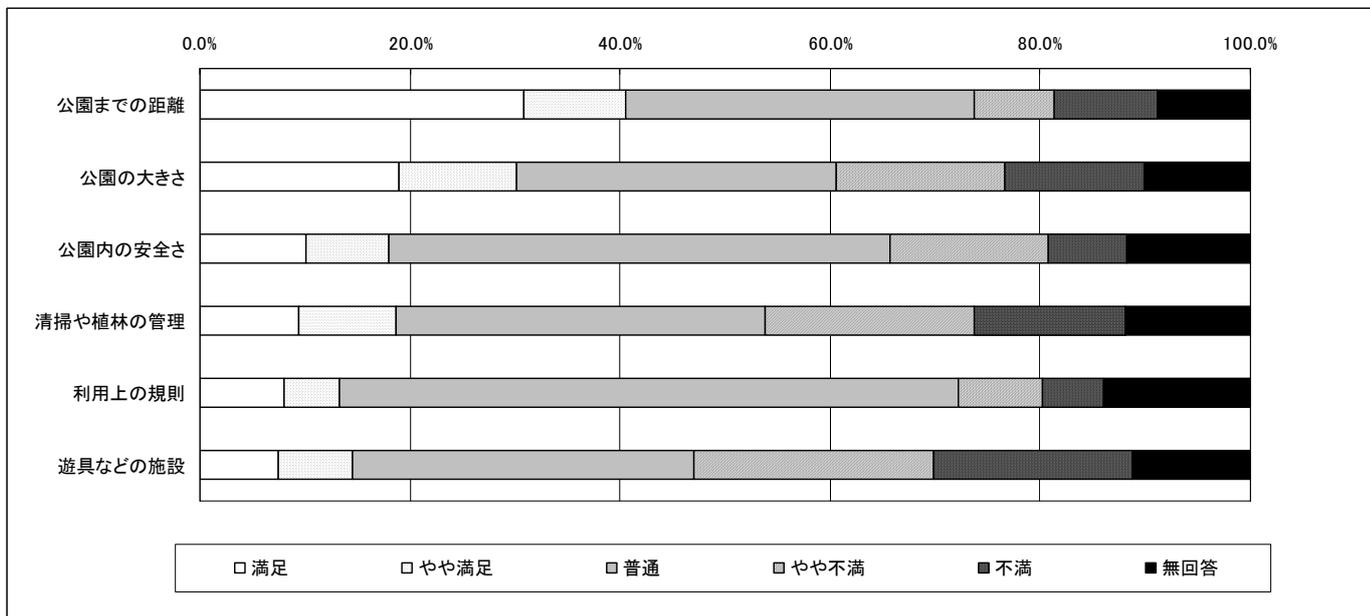
⑦ 緑を守り、増やす活動への関わりについて

緑を守り、増やす活動への関わりとしては、「積極的な活動はできないがイベント等があれば参加したい」(45.2%)や「協力する機会と場所があれば関わりたい」(35.8%)などの活動機会があれば関わりたいとする意見が大半を占めています。反対に、「興味がない」とする回答は4.2%にとどまっています。



⑧住んでいる地域の公園の満足度について

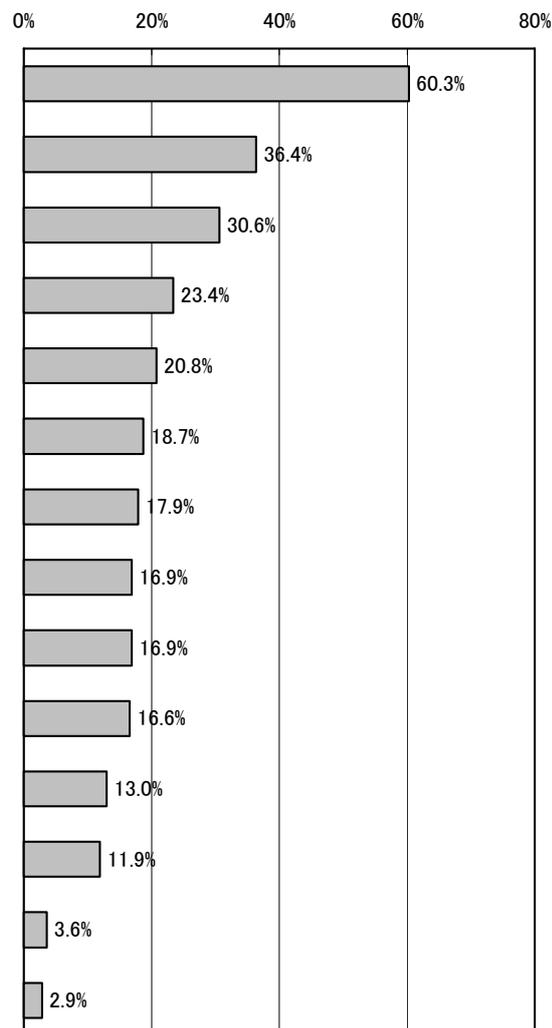
公園の満足度としては、「公園までの距離」や「公園内の安全さ」「利用上の規制」などには満足度は高い状況にあります。「遊具などの施設」「清掃や植林の管理」は不満とする回答が半数近くを占めています。



⑨今後の公園・緑地整備について

今後望まれる公園・緑地の整備としては、「子どもや高齢者が容易に利用できる身近な公園」(60.3%)が最も多く、次いで「災害時に避難地や救援活動の拠点となる防災機能を備えた公園」(36.4%)「ジョギングや散歩、サイクリングのできる緑道や散歩道」(30.6%)などが望まれています。

- 子どもや高齢者が容易に利用できる身近な公園
- 災害時に避難地や救援活動の拠点となる防災機能を備えた公園
- ジョギングや散歩、サイクリングのできる緑道や散歩道
- 市街地の買い物客などの待ち合わせや休憩場となる広場
- 遊び方を限定しない多目的広場
- 大気汚染や騒音、振動などの公害を和らげるための緑地
- 神社や史跡などの歴史的文化遗产を活かした公園
- 河川敷などに設置された水とふれあうことのできる公園
- 原生林など自然環境を維持している公園
- トンボ池や植物園などがある自然学習やレクリエーションのための公園
- 野球場やゲートボール場などを備えたスポーツ・健康づくりのための公園
- 園芸や菜園などが楽しめる公園
- その他
- 無回答



緑に関する意識調査

- アンケート調査へのご協力のお願い -

市民の皆様には、日頃から市政に対して多大なご理解ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

現在、鳥取市では公園や緑の状況を調査し、この結果を踏まえながら今後の公園整備や緑の保全、緑化の進め方などを総合的に計画する「鳥取市緑の基本計画」の策定に向けた検討を進めています。

本市は、日本一の鳥取砂丘をはじめとした白砂青松の海岸線を有し、久松山や中国山地など緑豊かな山々、湖山池や千代川、袋川、河内川、日置川などの自然環境に恵まれた地域です。しかし、市街地での身近なみどりの減少、農地・山林の荒廃、管理の行き届かない公園や空地、地球環境問題の深刻化などの緑や公園にかかわる問題点や課題が少なくありません。

「鳥取市緑の基本計画」は、こうした問題を解消し、鳥取市と市民の皆様で協力して緑豊かなまちづくりを進めるための『道しるべ』となるものです。

このアンケート調査は、地域で生活されている市民の皆様には、公園・緑地の現状や普段感じていることなどをお伺いするもので、今後、「鳥取市緑の基本計画」を検討するための重要な資料としていきたいと考えています。

ご多忙中のところ誠に恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成 19 年 12 月 鳥取市都市計画課

記入にあたってのお願い

1. このアンケート調査は、宛名に示したご本人がお答えください。
2. 回答は、各設問の該当する番号を で囲んでください。記入は、鉛筆・ボールペン等なんでも結構ですので、はっきりと濃く記入してください。
3. 「その他」を選ばれたときは、その内容を()欄に具体的に記入してください。
4. 誤って記入した場合は、横線で消すなどして記入し直してください。
5. 記入がすみましたら、**平成 20 年 1 月 10 日までにアンケート用紙を同封しております返信用封筒に入れて返送**してください。
6. この調査は無記名で行い、緑の基本計画策定または市行政の基礎資料として利用する以外には、使用いたしません。

アンケートに関するお問い合わせ先

鳥取市緑の基本計画策定事務局（鳥取市都市計画課） 担当：谷村・前田

電話：0857-20-3272

ファックス：0857-20-3048

Eメール：tosikei@city.tottori.tottori.jp

以下の問に対して、あてはまる番号を で囲んでください。「その他」を選ばれたときは、その内容を () 欄に具体的に記入してください。

. あなたご自身のことについておたずねします

問 1 あなたの性別はどちらですか。

1. 男性 2. 女性

問 2 あなたの年齢はおいくつですか。

1. 16～19 歳	2. 20～29 歳	3. 30～39 歳
4. 40～49 歳	5. 50～59 歳	6. 60～69 歳
7. 70 歳以上		

問 3 あなたが現在お住まいの地域はどちらですか。小学校区でお答えください。

1. 修立	2. 稲葉山	3. 岩倉	4. 醇風
5. 富桑	6. 明德	7. 日進	8. 美保
9. 倉田	10. 美保南	11. 久松	12. 遷喬
13. 城北	14. 神戸	15. 美和	16. 大正
17. 東郷	18. 明治	19. 世紀	20. 賀露
21. 湖山	22. 末恒	23. 湖山西	24. 湖南
25. 面影	26. 米里	27. 津ノ井	28. 若葉台
29. 浜坂	30. 中ノ郷	31. 宮ノ下	32. 国府東
33. 福部	34. 河原第一	35. 西郷	36. 散岐
37. 用瀬	38. 佐治	39. 宝木	40. 瑞穂
41. 浜村	42. 逢坂	43. 鹿野	44. 青谷

小学校区が不明の方は町名をお答えください。()

“ちょっと一息” みどりの豆知識(1)

みなさんは“木”が二酸化炭素を吸収するのは、知っていますね!!
では、いったいどのくらい吸収しているのかご存じですか？

The infographic consists of three panels, each showing a different source of CO2 emissions and the number of trees needed to absorb that amount:

- Panel 1:** A person breathing. A speech bubble says "呼吸 1人当たり 年間 約320kg". Above them are 23 trees, labeled "スギ 23本". An arrow labeled "吸収" points from the trees to the person.
- Panel 2:** A car's exhaust. A speech bubble says "排気ガス 1台当たり 年間 約2,300kg". Above them are 160 trees, labeled "スギ 160本". An arrow labeled "吸収" points from the trees to the car.
- Panel 3:** Household emissions from electricity/gas use, cars, and waste. A speech bubble says "電気やガス等の使用 自家用乗用車・廃棄物からの排出 1世帯当たり 年間 約6,500kg". Above them are 460 trees, labeled "スギ 460本". An arrow labeled "吸収" points from the trees to the house.

A thought bubble on the right says: "こんなに たくさんの木が 必要なんだよ" (It takes so many trees!).

(資料: 林野庁)

*二酸化炭素 1kg は、体積にすると約 500 リットルです。

少しでも二酸化炭素を排出しないよう心がけたり、緑化していくことが大切です!!

．緑の現状とそのあり方についておたずねします

本計画では公園・緑地などの公共公益施設緑地だけでなく、自然的環境を構成する要素として市内の全ての「緑」を対象とします。その「緑」とは、樹木・草花などの植物や、それらを含む周辺の土地・空間が単独又は一体となって、自然環境を形成しているものが対象であり、樹林地や草地、水辺などの緑地をはじめ、緑化された個人の空間も含まれます。これら「緑」は都市において生活にゆとりをもたらす要素であり、生活環境の質の向上に欠かせない要素です。

問 4 あなたのお住まいの地域の緑の豊かさについてどのように思いますか。該当する番号を 1 つずつ 選んでその番号に をつけてください。

	緑が豊か である	どちらとも いえない	緑が豊か でない
ア．山林や樹林	1	2	3
イ．公園や緑地の緑	1	2	3
ウ．河川や海岸などの水辺の緑	1	2	3
エ．街路樹	1	2	3
オ．水田や畑	1	2	3
カ．神社やお寺の緑	1	2	3
キ．住宅の生垣や庭木（公共の道路等から見た緑）	1	2	3
ク．学校などの公共施設の緑	1	2	3
ケ．工場や商店等の周りの緑	1	2	3

問 5 あなたのお住まいの地域について、10 年前に比べて緑の量はどのように変化した
と思いますか。該当する番号を 1 つずつ 選んでその番号に をつけてください。

	増えた	変わらない	減った	わからない
ア．山林や樹林地	1	2	3	4
イ．公園や緑地の緑	1	2	3	4
ウ．河川などの水辺の緑	1	2	3	4
エ．街路樹	1	2	3	4
オ．水田や畑	1	2	3	4
カ．神社やお寺の緑	1	2	3	4
キ．住宅の生垣や庭木（公共の道路等から見た緑）	1	2	3	4
ク．学校などの公共施設の緑	1	2	3	4
ケ．工場や商店等の周りの緑	1	2	3	4

問 6 あなたのお住まいの地域で、今後どのような緑が必要だと思いますか。あなたの考えに近いものを3つ選んでその番号に をつけてください。

- | | |
|-----------------------|---------------------|
| 1. 山地や丘陵地の山林の緑 | 2. 河川・海岸・池などの水辺の緑 |
| 3. 地域のシンボルとなる老木・巨木・名木 | 4. 街路樹などの歩行空間の緑 |
| 5. 公園や公共施設などの身近な緑 | 6. 田畑などの農地 |
| 7. 庭木や生垣などの日常生活の緑 | 8. 工場や事業所の緑 |
| 9. 駅や市街地の緑 | 10. 貴重な動植物が生息・生育する緑 |
| 11. 緑が必要とは思わない | |
| その他() | |

問 7 今後、鳥取市全体の緑について、どのようにしていくべきだと思いますか。あなたの考えに最も近いものを1つ選んでその番号に をつけてください。

1. 積極的に緑を増やしていく
2. 少なくとも現状を維持していく
3. 特に保全する必要はなく成り行きに任せる
4. 緑が減っても開発を優先させる
5. わからない
6. その他()

問 8 平成 16 年の都市緑地法の改正により緑化地域(緑が不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける制度)が創設されました。あなたのお住まいの地区や市内で民有地に緑の確保を義務付けることについて、あなたの考えに最も近いものを1つ選んでその番号に をつけてください。

1. 中心市街地などで緑が不足している地区では、緑化の義務づけを検討すべきである
2. 大規模な住宅地開発などの際には、緑化の義務づけを検討すべきである
3. 一定規模以上の工場では、緑化の義務づけを検討すべきである
4. 市街地全体にわたり、緑化の義務づけを検討すべきである
5. 特に必要ない
6. その他()

“ちょっと一息” みどりの豆知識 (2)



木の癒し効果

森林浴の癒し効果はご存じでしょうが、その癒し効果の正体をご存じですか？それは“木の香り”です。木の香りによって血圧が下がり、脈拍も落ち着き、身体的ストレスや精神的ストレスを感じたときに分泌されるストレスホルモンの濃度が下がるとの分析結果もあります。ストレスの多い現代人は、たまには木のある空間でリラックスするのもいいのでは!!

問 9 緑を守り、増やすために鳥取市はどのような取り組みを行うことが必要と思いますか。あなたの考えに近いものを3つ選んでその番号に をつけてください。

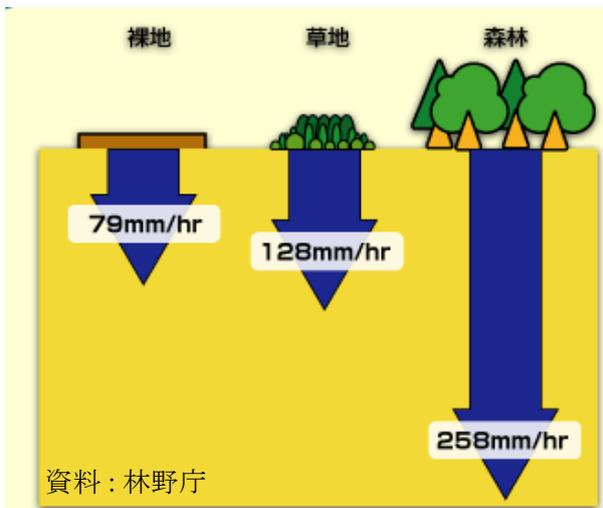
1. 山林などの土地所有者に対する支援（固定資産税の減免、助成など）
2. 宅地化に対する土地利用転換の規制・制限などの法的規制の強化
3. 市が残すべき山林などを買い取りまたは借りて、自然公園等として整備
4. 学校などの公共的な空間の積極的な緑化
5. 道路への街路樹の植栽、植樹帯の設置
6. 身近な公園・緑地等の整備
7. 農林業の振興
8. 個人住宅等の緑化を進めるための苗木の配布
9. 記念植樹などの継続的な実施
10. 緑化ボランティアの育成
11. 学校教育などの場での環境学習の推進
12. 園芸教室、ガーデニング教室などの開催
13. 緑化フェアなどのイベントの開催
14. 緑の重要性や緑を守るための取り組みなどをまとめたガイドブックの発行
15. 募金や寄付によって、緑化活動の原資とする「緑の基金」の創設
16. その他（)

問 10 あなたは、緑を守り、増やす活動にどう関わりたいと思いますか。あなたの考えに最も近いものを1つ選んでその番号に をつけてください。

1. 地域の活動団体などに参加して積極的に活動したい
2. 協力する機会と場所があれば関わりたい
3. 積極的な活動はできないがイベント等があれば参加したい
4. 興味がない
5. その他（)

“ちょっと一息” みどりの豆知識(3)

森林は「緑のダム!!」



森林は、落葉・落枝などの堆積物や土壌生物が多く住む表土がスポンジのようになって、雨水をすみやかに地中に浸透させる働きがあります。その能力は裸地の3倍もあります。この機能により雨水はゆっくりと河川に流れることから洪水や濁水が緩和されます。

このようなことから森林は「緑のダム」と言われています。

・公園の現状とそのあり方についておたずねします

問 11 あなたのお住まいの地域の公園までの距離や施設内容などについて、満足していますか。各項目について該当する番号を 1 つずつ 選んでその番号に をつけてください。

	満足	やや満足	普通	やや不満	不満
ア．公園までの距離	1	2	3	4	5
イ．公園の大きさ	1	2	3	4	5
ウ．遊具などの施設	1	2	3	4	5
エ．公園内の安全性	1	2	3	4	5
オ．清掃や植木の管理	1	2	3	4	5
カ．利用上の規則	1	2	3	4	5

問 12 鳥取市全体として、今後どのような公園・緑地の整備を期待しますか。あなたの考えに最も近いものを 3 つ 選んでその番号に をつけてください。

- 1．子どもや高齢者が容易に利用できる身近な公園
- 2．ジョギングや散歩、サイクリングのできる緑道や遊歩道
- 3．遊び方を限定しない多目的広場
- 4．野球場やゲートボール場などを備えたスポーツ・健康づくりのための公園
- 5．河川敷などに設置された水とふれあうことのできる公園
- 6．市街地の買い物客などの待ち合わせや休憩場となる広場
- 7．トンボ池や植物園などがある自然学習やレクリエーションのための公園
- 8．原生林など自然環境を維持している公園
- 9．神社や史跡などの歴史的文化遺産を活かした公園
- 10．災害時に避難地や救援活動の拠点となる防災機能を備えた公園
- 11．大気汚染や騒音、振動などの公害を和らげるための緑地
- 12．園芸や菜園などが楽しめる公園
- 13．その他 ()

問 13 身近な公園・緑地の維持・管理のあり方について、あなたの考えに最も近いものを 1 つ 選んでその番号に をつけてください。

- 1．公共的な施設なので市がきちんと管理すべき
- 2．町内会などの団体をお願いして管理を任せるべき
- 3．みんなで利用する施設なので、すべての人が進んで管理すべき
- 4．ボランティアを募って管理してもらうべき
- 5．特に管理する必要はない
- 6．その他 ()

3 . 目標水準の設定のための参考指標

(1)国の緑地の目標水準

区分	21 世紀初頭
市街地における持続性のある緑地の割合	30%以上 *1、3
道路、河川、公園等の緑の公的空間量	3倍 *1
旧建設省所管の都市公園、道路、河川等の公共公益施設等の樹木	3倍 *1
都市公園の整備目標	20㎡/人 *1、2
都市公園の整備目標 (都市公園のうち広域公園、国営公園を除いたもの)	17㎡/人 *2

- * 1. 「緑の政策大綱【通称：緑サンサン・グリーンプラン】（平成6年7月）」
→現在、国土交通省で新編を検討中
- * 2. 都市計画中央審議会答申（平成7年7月）
- * 3. 社会資本整備審議会の中間報告（平成18年）

(2)国の緑化目標水準

住区基幹公園 *1 (街区公園除)		都市基幹公園 *2 (運動公園除)		幹線道路 *3
街区公園	運動公園	運動公園	運動公園	
50%	30%	50%	30%	30%

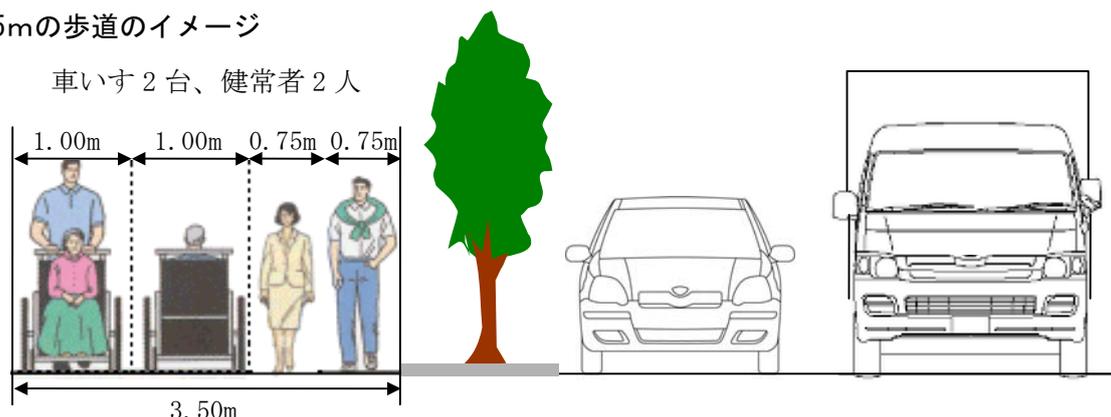
- * 21世紀初頭目標水準：「緑の政策大綱（平成6年7月）」より
- * 1. 住区基幹公園：都市公園のうち住民の生活行動圏域によって配置される比較的小規模な公園で、都市計画で位置づけられた街区公園、近隣公園及び地区公園が含まれる。
- * 2. 都市基幹公園：都市計画公園のうち、都市計画的にも、住民の意識の上でも、都市の全体像を形成する大規模な公園であり、都市市民全般を対象としたもので、総合公園と運動公園で構成される。
- * 3. 幹線道路：一般国道及び主要な都道府県道並びに市町村道（高速道路は除く）

(3)国の緑化目標

区分	目標値
3.5m以上の歩道幅員の確保 街路樹の設置検討	100%

- * 道路構造令からの抜粋
- * 3.5mは健常者2人と車いす使用者2人がすれ違い又は追い越しが可能な幅

■3.5mの歩道のイメージ



(4)公園・広場芝生化アンケート結果

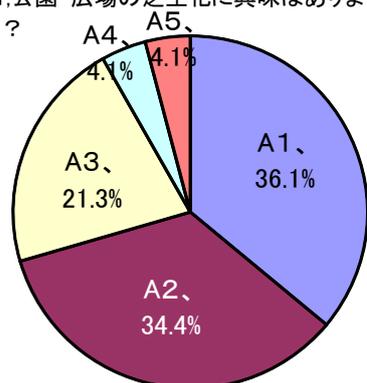
アンケート実施期間 平成20年4月11～4月30日

調査対象 公園愛護会

アンケート回収率 82%
 アンケート発送数 150
 アンケート回答数 123
 (新市域を除く)

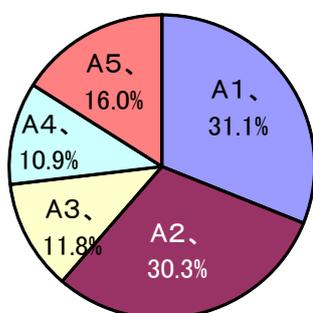
(愛護会長を同一者が兼ねる公園を除く)
 (うち芝生ツアー参加希望) 56箇所

Q1,公園・広場の芝生化に興味はありますか？



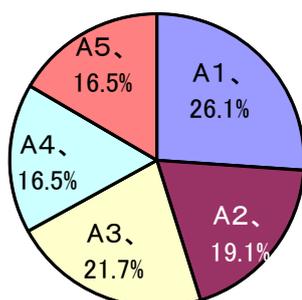
回答	回答数	%
A1、大変興味がある	44	36.1
A2、まあまあ興味がある	42	34.4
A3、あまり興味がない	26	21.3
A4、まったく興味がない	5	4.1
A5、わからない	5	4.1
計	122	

Q2,公園・広場は芝生であるほうがいいですか？



回答	回答数	%
A1、芝生が良い	37	31.1
A2、どちらかといえば芝生が良い	36	30.3
A3、どちらでも良い	14	11.8
A4、どちらかといえば芝生でないほうが	13	10.9
A5、芝生でないほうが良い	19	16
計	119	

Q3,この社会実験に参加して公園・広場を芝生化してみたいですか？



回答	回答数	%
A1、参加したい	30	26.1
A2、どちらかといえば参加したい	22	19.1
A3、どちらでも良い	25	21.7
A4、どちらかといえば参加したくない	19	16.5
A5、参加したくない	19	16.5
計	115	

約44%

(5)緑地現況・緑化状況

都市公園現況（平成19年度末現在）

種類	種別	内 容	一人当たり 標準面積 (m ²)	鳥 取 市 現 況			備 考
				公園数 (箇所)	供用面積 (ha)	一人当たり 現況面積 (m ²)	
住区基幹公園	街 区 公 園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、街区内に居住する者が容易に利用することができるように、1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。 (誘致距離250m：旧都市計画法（平成15年3月28日改正前）)	1.0	116	25.57	1.48	真教寺公園ほか
	近 隣 公 園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、近隣に居住する者が容易に利用することができるように、1箇所当たり面積2haを標準として配置する。 (誘致距離500m：旧都市計画法（平成15年3月28日改正前）)	2.0	4	3.30	0.19	湖山公園、賀露上小路公園、鹿野町温泉公園、鹿野町越路ヶ丘公園
	地 区 公 園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように、1箇所当たり面積4haを標準として配置する。 (誘致距離1km：旧都市計画法（平成15年3月28日改正前）)	1.0	4	33.67	1.95	美保公園、ニュータウン中央公園、河原町中央公園、気高町浜村砂丘公園
	特 定 地 区 公 園	都市計画区域外の一定の町村における農山漁村の生活環境の改善を目的とする特定地区公園（カントリーパーク）は、面積4ha以上を標準として配置する。	—	—	—	—	—
都市基幹公園	総 合 公 園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊技、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。	3.0	1	44.14	2.56	湖山池公園
	運 動 公 園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。	1.5	—	—	—	—
大規模公園	広 域 公 園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圈など広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。	2.0	1	52.40	3.03	県立布勢総合運動公園
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として、各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1000haを標準として配置する。	—	—	—	—	—

参考資料

種類	種別	内 容	一人当たり 標準面積 (m ²)	鳥 取 市 現 況			
				公園数 (箇所)	供用面積 (ha)	一人当たり 現況面積 (m ²)	備 考
国 営 公 園		一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として、国が配置する大規模な公園にあつては、1箇所当たり面積おおむね300ha以上として配置する。 国家的な記念事業等として配置するものにあつては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。	1.0	—	—	—	—
緩衝緑地等	特 殊 公 園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。	併せて 8.5	1	4.60	2.71	樗谿公園；風致公園
				2	11.55		久松公園、青谷上寺地遺跡公園；歴史公園
				1	6.00		円護寺公園墓地；墓園
	—	—		—			
	—	—		—			
緩 衝 緑 地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。						
都 市 緑 地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所当たり面積0.1ha以上を標準として配置する。 但し、既成市街地等において、良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させる都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあつては、その規模を0.05ha以上とする。(都市計画決定を行わずに借地により整備し、都市公園として配置するものを含む)		7	24.65		千代川緑地、袋川緑地、吉方中央緑地、久松緑地、行徳緑地、新品治緑地、重箱緑地、千代川倉田緑地	
緑 道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植栽帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶように配置する。		—	—			
合 計			20.0	138	206.12	11.93	都市計画区域内人口 H19 172,759人

資料：数値は鳥取市都市計画課資料、種別は国土交通省「都市公園の種類」

市街地における緑地量（現況）

区 分		面積 (ha)
市街化区域内	公園、緑地等	71.76
	社寺境内地、墓地その他これらに類するもの	4.43
	学校、企業厚生施設その他これらに類する施設	14.00
	小計	90.19
市街化区域 隣接地 *1	湖山池公園	44.14
	県立布勢総合運動公園	52.40
	千代川緑地	11.70
	樗谿公園	4.60
	久松公園	7.37
	小計	120.21
市街地内緑地	合計	210.40

*1. 市街化調整区域における主な都市公園の供用面積

資料：平成14年度 鳥取市都市計画基礎調査より

街路の緑化状況

区分	歩道3.5m以上 整備済路線延長 (km)	うち緑化延長 (km)	緑化率 (%)
16m以上 幹線道路	35.9	26.3	73.3
国道	6.4	5.4	84.4
県道	19.3	15.5	80.3
市道	10.2	5.4	52.9

注) 市街化区域内の整備済みの幅員16m以上の都市計画道路のうち、緑化延長を計測。標準断面より3.5m以上の歩道が確保可能な幅員16m以上の路線を対象とした。ただし、姫鳥線及び緑化困難な橋梁部等を除く。

資料：航空写真（平成17年）より計測

主な公共公益施設の緑化状況（鳥取市全域）

施設名称	敷地面積 (ha)	緑化面積 (ha)	緑化率 (%)	区域	備考
鳥取県庁	3.49	0.20	5.7	市街化区域	
鳥取市役所	0.63	0.05	7.9	市街化区域	
鳥取市民会館	0.35	0.01	2.9	市街化区域	
鳥取県立県民文化会館	3.13	0.34	10.9	市街化区域	鳥取県立図書館 鳥取県立公文書館
鳥取市立武道館	0.50	0.07	14	市街化区域	鳥取市勤労青少年ホーム
鳥取市民体育館	1.59	0.09	5.7	市街化区域	
鳥取市福祉文化会館	0.15	0.01	6.7	市街化区域	
鳥取県立博物館	1.42	0.47	33.1	市街化区域	
鳥取市文化センター	0.78	0.13	16.7	市街化区域	
国際交流プラザ	0.56	0.02	3.6	市街化区域	視聴覚ライブラリー 湖山西地区公民館 放送大学鳥取地域学習センター
高齢者福祉施設	1.3	0.02	1.5	市街化区域	なごみ苑 なごみ苑デイサービスセンター
鳥取市総合福祉センター (さざんか会館)	0.69	0.02	2.9	市街化区域	障害者福祉センター とっとり社会保険センター 鳥取勤労者総合福祉センター
鳥取市立病院	6.01	0.56	9.3	市街化区域	
鳥取市赤十字病院	1.65	0.07	4.2	市街化区域	赤十字看護専門学校
鳥取県立中央病院	6.0	0.58	9.7	市街化区域	県立鳥取療育園 県立鳥取養護学校 県立鳥取看護専門学校 鳥取県東部健康福祉センター
国府町総合庁舎	0.12	0.01	8.3	市街化区域	
大学	55.3	12.99	23.5	市街化区域	
高校	45.17	7.35	16.3	市街化区域	
中学校	22.71	0.90	4.0	市街化区域	
小学校	41.82	2.07	4.9	市街化区域	
小計	193.37	25.96	13.4		
大学	-	-	-	市街化調整区域	
高校	-	-	-	市街化調整区域	
中学校	7.09	0.64	9.0	市街化調整区域	
小学校	10	0.6	6.0	市街化調整区域	
小計	403.83	53.16	13.2		
福部町総合庁舎	0.68	0.06	8.8	非線引き白地	
河原町総合庁舎	0.67	0.09	13.4	非線引き白地	
気高町総合庁舎	0.47	0.03	6.4	非線引き白地	
鹿野町総合庁舎	0.77	0.09	11.7	非線引き白地	
青谷町総合庁舎	1.99	0.33	16.6	非線引き白地	
大学	-	-	-	非線引き白地	
高校	3.45	0.45	13	非線引き白地	
中学校	13.31	3.98	29.9	非線引き白地	
小学校	12.71	2.5	19.7	非線引き白地	
小計	34.05	7.53	22.1		
用瀬町総合庁舎	0.68	0.07	10.3	都市計画区域外	
佐治町総合庁舎	0.37	0.15	40.5	都市計画区域外	
大学	-	-	-	都市計画区域外	
高校	-	-	-	都市計画区域外	
中学校	4.14	0.52	12.6	都市計画区域外	
小学校	13.34	2.87	21.5	都市計画区域外	
小計	18.53	3.61	19.5		
合計	649.78	90.26	13.9		

資料：航空写真より計測

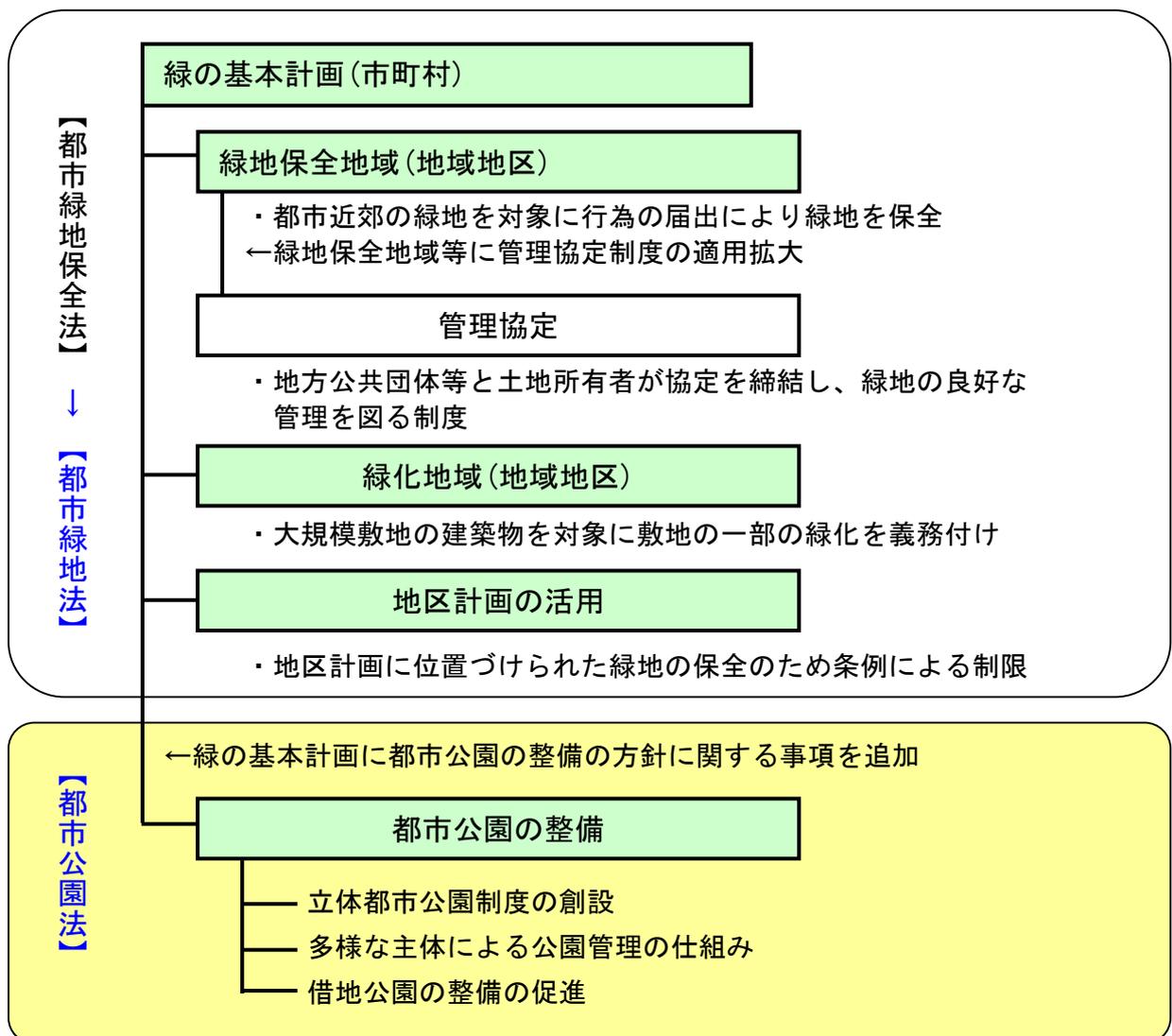
4 . 都市緑地法の概要

(1)都市緑地法とは

1973年（昭和48年）に「都市における緑地の保全と緑化の推進に関して必要な事項を定め、良好な都市環境の形成を図ること」を目的として制定した「都市緑地保全法」を、2004年（平成16年）に都市公園の整備及び緑地の保全・緑化の総合的な推進を図るため、都市の緑に関する総合的な法制度として「都市緑地法」と改称し、「緑の基本計画」の充実や「緑化地域制度」「緑地保全地域制度」等の創設など大幅に見直しが行われました。

(2)都市緑地法の主な見直し事項

平成16年の法改正による主な見直しは下記のとおりです。



都市の緑の保全・創出に関する主な制度

法律	法制度	目的	要件等	可能な地域・地区	メリット	関連する事業・制度	指定（認定）の権限
68 都市緑地法	緑地保全地域制度	里山等の都市近郊の比較的大規模な緑地を守るため、都市計画に緑地保全地域として指定することにより、一定規模以上の木竹の伐採などの行為について届出・命令制とし、ゆるやかな保全を図る制度。	○無秩序な市街化の防止又は公害若しくは災害の防止のため適正に保全する必要があるもの。 ○地域住民の健全な生活環境を確保するため適正に保全する必要があるもの。	・都市計画区域内における保全すべき緑地（風致地区との重複を可能とする）	土地所有者にとって次のようなメリットが考えられる。 ・管理協定制度を併用することで管理の負担を軽減することができる。 ・市民緑地制度を併用することで、自然とのふれあいの場としての活用を図ることができる。	・市民緑地制度 ・管理協定制制度	都道府県（都市計画）
	特別緑地保全地区制度	都市における良好な自然環境となる緑地を将来に継承するため、都市計画に特別緑地保全地区として、一定の行為を制限し、現状凍結的に保全する制度。	○無秩序な市街化の防止、公害又は災害の防止のため必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な位置、規模及び形態を有するもの。 ○神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体となって又は伝承若しくは風俗習慣と結びついて当該地域において伝統的、文化的意義を有するもの。 ○次のいずれかに該当し、かつ当該地域の住民の健全な生活環境を維持するために必要なもの。 ・風致又は景観が優れているもの。 ・動植物の生息地又は生育地として適正に保全する必要があるもの。	・風致地区など行政による買い上げも含めて保全すべき地域	土地所有者にとって次のようなメリットが考えられる。 ・次の優遇税制により、土地の所有コストを軽減できる。 ・相続税：山林原野については、8割評価減となる。 固定資産税：最大1/2まで減免される。 ・管理協定制度を併用することにより、管理の負担を軽減することができる。 ・市民緑地制度を併用することにより、自然とのふれあいの場として活用を図ることができる。	・市民緑地制度 ・管理協定制制度	10ha以上は都道府県、その他は市町村（都市計画）
	地区計画等による緑地の保全	屋敷林や社寺林等、身近にある小規模な緑地について、地区計画制度等を活用して現状凍結的に保全する制度。	○条例（地区計画等緑地保全条例）を定めることにより、緑地の保全のために規制をかけられる区域は、地区計画等において、現に存する樹林地、草地等で良好な住環境を確保するため必要なものの保全に関する事項が定められている区域。	・都市計画区域内	・市民緑地制度を併用することにより、自然とのふれあいの場として活用を図ることができる。	・市民緑地制度 ・地区計画等の区域内における緑化率規制制度	市町村（条例）
	管理協定制度	特別緑地保全地区等の土地所有者と地方公共団体等が協定を結ぶことにより、土地所有者に代わって緑地の管理を行う制度。	○地方公共団体は必要に応じて特別緑地保全地区や緑地保全地区の土地所有者と管理協定を締結することにより、これらの緑地の管理を行うことができる。	・都市計画区域内の特別緑地保全地区及び緑地保全地区	土地所有者にとって次のようなメリットが考えられる。 ・地方公共団体または緑地管理機構が緑地の管理を行うことにより、管理の負担が軽減される。 ・特別緑地保全地区においては、相続税は特別緑地保全地区としての評価減に加え、貸付期間20年以上等の要件に該当する場合、さらに2割評価減となり、土地の所有コストを軽減できる。 ・緑地保全地域内で協定を締結した場合、緑地環境整備総合支援事業において緑地の公開に必要な施設の整備が国の補助対象となる。	・緑地環境整備総合支援事業（都道府県の認可を要す） ・特別緑地保全地区制度 ・緑地保全地域制度 ・緑地管理機構制度	地方公共団体、緑地管理機構（都道府県の認可を要す）
	緑化地域制度	緑が不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける制度。	○用途地域が指定されている区域内において、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し建築物の敷地内に置いて緑化を推進する必要がある区域。	・用途区域内	・緑化地域内において、緑化施設整備計画認定制度に基づき、緑化施設の整備計画について認定を受けることにより、緑化施設について固定資産税の特例措置を受けることができる。	・緑化施設整備計画認定制度	都道府県（都市計画）
	地区計画等における緑化率規制制度	緑化の推進の観点から、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務付ける緑化地域制度と同様の制度。	○地区計画等の区域内において、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域。	・地区計画が策定されている区域	・地区計画の地区整備計画に緑化率を定めることで、敷地の緑化が義務付けられる。これにより、良好な住環境の形成を、積極的に促進することができる。	・地区計画等の活用による緑地の保全	市町村（都市計画）
	緑地協定制度	土地所有者等の合意によって、緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度。	○45条協定は、既にコミュニティの形成がなされている市街地における土地所有者等の全員の合意により協定を締結するもの。 ○54条協定は、開発事業者が分譲前に市長の認可を受けて定めるもの。3年以内に複数の土地の所有者等が存在することになった場合に効力を発揮する。	・市内全域	・関係者で話し合いを行い、町ぐるみで緑化を行うため、計画的な緑化が図られ地域の環境・景観レベルが向上する。 ・市町村によっては助成措置を設けているところがあり、支援を受けられる場合がある。		市町村

法律	法制度	目的	要件等	可能な地域・地区	メリット	関連する事業・制度	指定（認定）の権限
都市緑地法	市民緑地制度	土地所有者や人工地盤・建築物などの所有者と地方公共団体などが契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度。	○都市計画区域内の300㎡以上の土地又は人工地盤、建築物その他の工作物が対象。 ○特別緑地保全地区及び緑地保全地域内の土地等も市民緑地の対象となる。 ○ただし、契約期間は5年以上。	・都市計画区域内	・地方公共団体や緑地管理機構が緑地の管理を行うことにより、管理の負担が軽減される。 ・次の優遇税制により、土地の所有コストを軽減できる。相続税：契約期間が20年以上等の要件に該当する場合、2割評価減。土地の固定資産税及び都市計画税：土地を地方公共団体に無償で貸し付けた場合、非課税となる。 ・緑地環境整備総合支援事業において緑地の公開に必要な施設の整備が国の補助対象となる。	・緑地保全地域制度 ・特別緑地保全地区制度 ・緑地管理機構制度 ・緑地環境整備総合支援事業	地方公共団体、緑地管理機構
	緑化施設整備計画認定制度	民間の建築物の屋上、空地など敷地内を緑化する計画を市長が認定することで、事業者が緑化に関して税制面で優遇措置を受けることができる制度。	○「緑化施設」とは、樹木や地被植物などの植栽と、花壇、敷地内の保全された樹木、自然的な水流や池、これらと一体となった園路、土留、小規模な広場、散水設備、排水溝、ベンチ等を指す。 ○認定の対象は、緑化地域及び緑化重点地区。 ○対象となる建築物の敷地の面積は緑化重点地区内では500㎡以上、緑化地域内及び地区計画等緑化率条例により制限を受ける区域内では、300㎡以上。緑化面積の敷地面積に対する割合は20%以上。	・緑化重点地区、緑化地域、地区計画等緑化率条例による制限を受ける区域	・緑化施設について、固定資産税の特例措置を受けることができる。 緑化重点地区内：課税標準5年間1/2 緑化地域等内： a. 緑化率規制対象建築物に係る緑化施設課税標準5年間1/3 b. 緑化率規制対象外建築物に係る緑化施設課税標準5年間1/2	・緑化地域制度 ・緑化重点地区	市町村
	緑地管理機構制度	地方公共団体以外のNPO法人などの団体が、緑地管理機構として緑地の保全や緑化の推進を行う制度。	○機構となりうる法人は、都市における緑地の保全及び緑化の推進を目的として設立された民法34条に基づく公益法人、及び特定非営利活動促進法第2条第2項に基づく特定非営利活動法人（NPO法人）。	・市内全域（特に市民緑地、緑化施設整備計画の認定を受けた地域での需要が見込まれる）	・緑地管理機構が特別緑地保全地区内の土地を買い入れる場合、地方自治体買い入れるのと同様の優遇措置がある。土地所有者の申出により買い入れる場合に、譲渡所得には2,000万円の控除が適用される。 ・地方公共団体以外のNPO法人などの組織が緑地の保全や緑化の推進に広く参加することが可能となる。	・緑地保全地域制度 ・特別緑地保全地区制度 ・市民緑化制度 ・緑化施設整備計画認定制度	都道府県
工場立地法	工場立地法に基づく緑地面積の確保制度	周辺環境との調和を目的として、敷地に一定面積率以上の緑地を整備するよう義務付けている。	○一定規模以上の工場：工場の敷地面積が9,000㎡以上又は建築面積が3,000㎡以上の製造業、電気・ガス・熱供給業の工場。 ○敷地面積に対する緑地面積の割合：20%以上（鳥取市では一部の地域について、平成19年12月25日より5%～10%の緩和をしています。）	・市内全域	・周辺環境との調和や従業員の就労環境の向上につながる。 ・企業イメージが向上する。		市町村

5 . 鳥取市緑の基本計画策定体制

(1) 緑の基本計画策定経過

区分	緑の基本計画策定委員会	市民の意向把握
平成 19 年度 現況調査	(現況調査資料作成)	アンケート調査 (12月～1月)
平成 20 年度 計画書作成	第 1 回策定委員会 (9月 26 日) 検討内容：計画の概要と現状・課題	
	第 2 回策定委員会 (10月 20 日) 検討内容：基本理念、基本方針、目標	
	第 3 回策定委員会 (12月 19 日) 検討内容：計画推進の施策の検討	
	第 4 回策定委員会 (2月 20 日) 検討内容：緑化重点地区の検討	
		市民政策コメント (3月 2 日～23 日)
	第 5 回策定委員会 (3月 31 日) 最終案の報告	



(2)緑の基本計画策定委員会名簿

(平成 21 年 3 月現在)

専 門	役 職 等	氏 名	摘 要
環境	都市計画審議会委員	岡崎 誠	鳥取環境大学環境政策学科 教授
植物	鳥取大学地域学部 地域環境学科	永松 大	准教授
景観	鳥取市景観形成審議会	吉田 幹男	会長
〃	〃	芦澤 喜武	副会長
農業	鳥取市農業委員会	吉田 宏	推薦
建築	鳥取県建築士会	尾崎 富美恵	推薦
造園	造園建設業協会	田中 静雄	造園建設業協会東部支部長
地域自治	鳥取市自治連合会	久林 肇	副会長
市民代表		壹岐 文彦	公募
〃		沢田 陽子	〃
〃		安達 直子	〃
行政	国土交通省鳥取河川 国道事務所	熊中 龍彦	調査設計課長
〃	鳥取県 景観まちづくり課	小倉 誠一	課長
〃	鳥取県公園自然課	長谷川 誠	課長

(3)鳥取市緑の基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市緑地法第4条第1項に規定する市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「緑の基本計画」という。）の策定を円滑に進めるため、鳥取市緑の基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の任務)

第2条 委員会は、「緑の基本計画」の策定に関し、総合的に調査研究及び調整を行う。

(構成)

第3条 委員は、学識経験者、公募委員、行政機関で組織し、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 任期は、平成21年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員も同様とする。

(会長)

第5条 委員会に委員長1人を置く。

2 委員長は、委員の互選により選任する。

3 委員長は、委員会を代表し、業務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する

(会議)

第6条 委員長は、事務局と協議のうえ会議を開催し、その進行役を務める。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、鳥取市都市整備部都市計画課に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成19年12月17日から施行する。

鳥取市緑の基本計画

平成 21 年（2009 年） 4 月

発 行／鳥取市 都市整備部 都市計画課

〒680-8571

鳥取県鳥取市尚徳町 116

電話：0857-20-3272

FAX：0857-20-3048

<http://www.city.tottori.lg.jp>